



研究報告書

No.89 2010.3

流域連携のあり方 ～木曽川流域に焦点をあてて～

はじめに

財団法人名古屋都市センターは、まちづくりや都市計画における新しい課題を先取りし、その解決の糸口を提示するため、できるだけ幅広い視点に立って自主研究を実施しています。自主研究を進めるにあたっては、平成20年度からのメインテーマを「持続可能なNAGOYAへの変革～次世代に引き継ぐ魅力ある都市～」として、これに関連した研究テーマを設けて調査研究を行っています。

本報告書は、「流域連携のあり方」について調査研究を行ったものです。

近年、世界的に水に関する議論が関心を集めている中、水量の安定的な確保とともに安心・安全でおいしい水に対する国民の意識も高まってきております。こうした中、名古屋市では、「日本一おいしい水ナゴヤ」を目指して取り組んでいます。

安心・安全でおいしい水を持続的・安定的に確保していくためには、健全な水の循環が図られ、その水質及び水量が良好な状態に保たれていくことが必要となります。しかし、水源となる上流地域では、過疎化・高齢化等により、豊かな水源環境を十分に維持していくことが困難になりつつあり、こうした現状は、水を通じて恩恵を受けている下流域にとっても共通の課題となっています。

そこで、本研究では、「流域」の地域が連携をして取組む交流や地域づくり活動等の実態について、全国調査した結果をまとめるとともに、それに対する行政の関わり方に着目をしながら、課題等について考察を行いました。同時に、名古屋市の水源である木曽川流域で、流域交流を促進させる新しい仕組みの一つとして、当センターが連携協力して取組んだ「上下流交流活性化プロジェクト」の実施結果を取上げ、これらを通じて、木曽川流域における連携・交流のあり方について提示を行うものとなりました。

平成22年3月

財団法人名古屋都市センター

目 次

I. 概要編	i
II. 本編	
第1章 はじめに	1
1-1. 背景と目的	1
1-2. 調査研究の構成	2
第2章 水源・中山間地域の現状把握	3
2-1. 歴史的経緯	3
(1) 森林資源の推移	
(2) 木材価格の長期的な低迷	
2-2. 水源・中山間地域の現状	5
第3章 流域連携事例の全国調査	7
3-1. アンケート調査の実施	7
(1) 調査対象の選定及び回答の状況	
(2) 調査内容	
3-2. アンケート調査の結果	9
(1) 流域連携の目的や活動内容	
(2) 活動のきっかけや契機	
(3) 行政の関わり方と課題	
3-3. 主な取組事例	16
(1) (財)四万十川財団／四万十川における取組み	
① 四万十ブランド認証制度	
② 四万十リバーマスター育成事業	
(2) ドラゴンリバー交流会／九頭竜川水系における取組み	
(3) 横浜市水源エコプロジェクト「W-eco・p (ウィコップ)」／道志川における取組み	
(4) 北上川流域市町村連携協議会／北上川における取組み	
(5) 福岡都市圏広域行政事業組合／筑後川等における取組み	
(6) 神戸市 羽束川・波豆川流域水質保全協議会／羽束川・波豆川における取組み	
3-4. 水源林整備等の目的で設立されている基金の状況	22
(1) 基金の概要	
(2) 主な取組事例	
① 横浜市／道志川における取組み	
② 木曽広域連合及び愛知中部水道企業団／木曽川における取組み	
③ 豊田市／矢作川における取組み	
④ (財)四万十川財団／四万十川における取組み	
(3) 基金の財源と課題	
第4章 森林整備等を目的とした住民税超過課税方式による独自課税事例	27

4-1. 導入の状況	27
4-2. まとめ	30
4-3. 参考：ヨーロッパ諸国における水管理組織と課徴金制度	31
(1) イギリス（イングランド及びウェールズ）	
(2) フランス	
(3) ドイツ	
(4) まとめ	
第5章 木曽川流域における上下流交流活性化プロジェクトの実施	34
5-1. プロジェクトの概要	34
5-2. 流域市民放送局の開局	35
(1) 放送体制及び放送内容	
(2) 実施結果	
5-3. 流域メッセ木曽 I C H I B A（市場）の開設	38
(1) 流域メッセ木曽 I C H I B A（市場）の取組み	
(2) 実施結果	
5-4. 流域塾の実施	42
(1) 第1回流域塾：平成21年10月24日（土）	
(2) 第2回流域塾：平成21年12月13日（日）	
(3) 第3回流域塾：平成22年2月6日（土）	
(4) その他	
第6章 木曽川流域における連携・交流のあり方の方向の提示	48
6-1. 課題の整理	48
(1) 流域連携事例の全国調査より	
① 行政の関わりや支援のあり方	
② この地域の特徴と課題	
(2) 木曽川流域上下流交流活性化プロジェクトより	
① 流域市民放送局のプラットフォーム機能の充実	
② 拠点販売に対する供給サイドの体制	
(3) その他	
6-2. 木曽川流域における連携・交流のあり方の方向	50
(1) 流域交流のプラットフォームの開設	
(2) 「ブランド化」と無関心層の取込み	
(3) 地域産品の商品性、魅力の向上	
(4) 上流域ネットワークの形成	
(5) 定期“市”型へ	
(6) 行政の支援と市民活力への期待	
6-3. まとめ	53

Ⅲ. 資料編

I 概要編

流域連携のあり方 ～木曽川流域に焦点をあてて～

名古屋都市センター 調査課 川口 秀保

1. 調査研究の概要

1-1. 背景と目的

近年、世界的に水に関する議論が関心を集めている中、水量の安定的な確保とともに安心・安全でおいしい水に対する国民の意識も高まってきている。

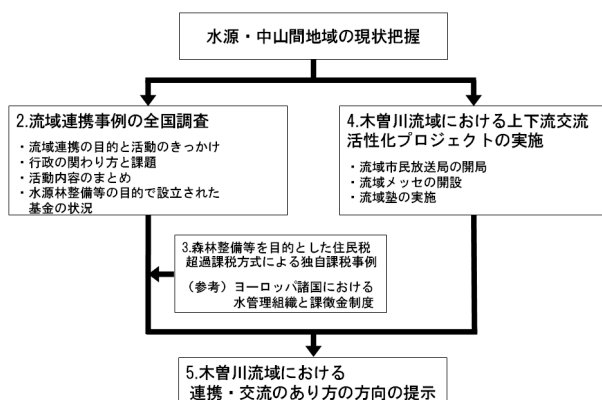
名古屋市では、「日本一おいしい水ナゴヤ」を目指して取組まれているが、安心・安全でおいしい水を持続的・安定的に確保していくためには、健全な水の循環が図られ、その水質及び水量が良好な状態に保たれていくことが必要となる。

水源となる上流地域においては、過疎化・高齢化が進展し、とりわけ木材価格の低迷や林業の採算性の悪化等の社会経済情勢の変化を受けて、水源地域だけの努力では豊かな水源環境を十分に維持していくことが困難になりつつある。

これに対して、水源かん養をはじめとした森林が発揮する公益的機能の恩恵は、水源地域だけでなく、広くその流域の住民が享受しているものであることから、こうした現状は水を通じて恩恵を受けている下流域にとっても共通の課題となっており、川上から川下までの水系を軸とした「流域」の地域が連携をして水源環境を保全しようとする動きが全国で展開されてきた。

そこで本研究では、「流域」の地域が連携をして取組む交流や地域づくり活動等の実態について、全国調査した結果をまとめるとともに、それに対する行政の関わり方に着目しながら、課題等について考察を行う。同時に、木曽川流域で流域交流を促進させる社会実験として、当センターが連携協力して展開した上下流交流活性化プロジェクトの実施結果を取上げ、これらを通じて、木曽川流域におけるこれからの連携・交流のあり方の方向について提示を行うものである。

1-2. 調査研究の構成



2. 流域連携事例の全国調査

ホームページ等を参考に「流域」を軸とした交流や連携、地域づくり等の取組みについて実績がある団体を全国から抽出し、活動対象の水系や範囲、活動団体の性格の別、歴史、活動の独自性又は典型性等を考慮して、調査対象団体を幅広く選定した。また政令指定都市については、指定日が1980年代までの10市に浜松市、静岡市を加えて調査した。

全国55団体に電話連絡及び調査票を配布し、活動の内容、エリア、きっかけや契機となった事柄、活動に対する行政の関わり方や支援の内容、課題、今後の活動予定等について調査を行った。全国22の水系、42団体より回答を得た（表1）。

表1 回答のあったものの内訳

地域	水系	行政	複数	市民団体	計
北海道	石狩川水系	1		1	1
東北	名取川水系	1		1	5
	北上川水系		1	2	
	阿武隈川水系		1	1	
関東	利根川水系		1	1	4
	多摩川水系	1		1	
	相模川水系	1	1	2	
	木曽川水系	5		7	
中部	豊川水系	2		2	21
	矢作川水系	2	1	1	
	興津川水系	1		1	
	天龍川水系	1		1	
	九頭竜川水系			1	
北陸	紀の川水系		1	1	1
近畿	淀川水系	1		1	4
	武庫川水系		1	1	
	その他(疎水)	1		1	
	太田川水系		1	1	
中国	斐伊川水系			1	1
四国	渡川水系	1		1	1
九州	筑後川水系	2		2	3
	山国川水系	1		1	
計		21	8	13	42

2-1 流域連携の目的と活動のきっかけ

図1が、流域連携の目的・活動内容について尋ねたもので、「森林の保全・整備」に取り組んでいるとするものの割合が22%と最も高く、以下、「美化・環境活動」(14%)、「観光・人の交流」(12%)、「教育・啓蒙」(12%)、「情報発信」(10%)、「資金支援・助成」(7%)等の順となっている。

図2が活動のきっかけや契機について尋ねたもので、「行政の主導」とするものが20%と最も高く、以下、「森林の荒廃・林業の不振」(14%)、「キーマンによる呼びかけ」(14%)、「記念行事・イベント」(10%)、「水質の悪化・汚濁」(9%)、「渇水・水資源不足」(7%)等の順となった。

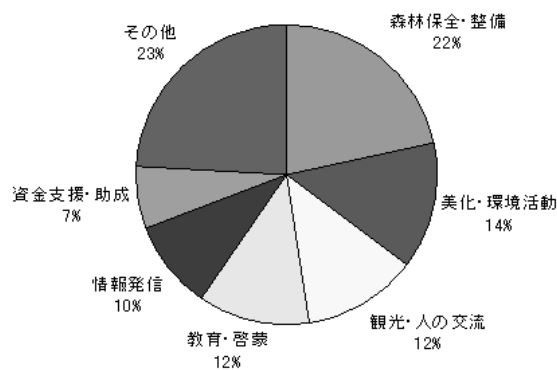


図1 流域連携の目的・活動内容（複数回答）

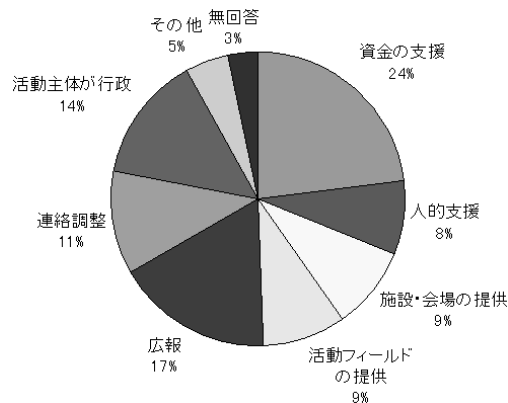


図3 行政の関わり方や支援の内容（複数回答）

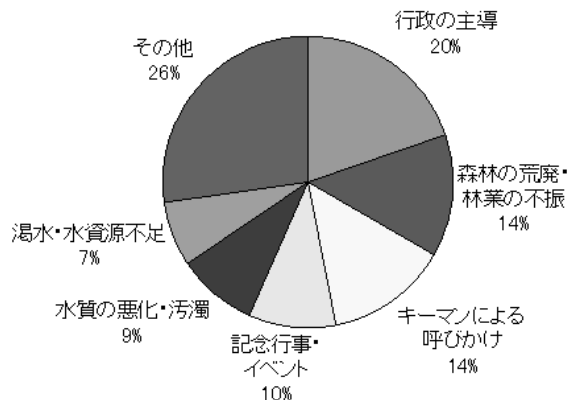


図2 活動のきっかけや契機（複数回答）

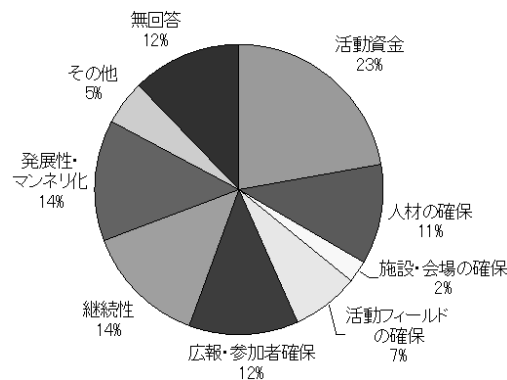


図4 課題について（複数回答）

森林資源・河川環境に関する関心の高まりがきっかけになり、そうした活動が取組みの中心となっているもの、また行政や何かキーマンとなる人材があって、具体的な展開に結びついているようである。

行政については圏域外の水源地に森林を取得したことがきっかけとなって活動が広がっていったものも見受けられた。

2-2. 行政の関わり方と課題について

図3が「行政の関わり方や支援の内容」についてお聞きしたもので、「資金の支援」とするものが24%と最も高く、以下、「広報」（17%）、「活動主体が行政」（14%）、「連絡調整」（11%）等の順となった。

また、図4が「課題」となっている事柄について調査したもので、「活動資金」とするものが23%と最も高く、以下、「発展性・マンネリ性」（14%）、「継続性」（14%）、「広報・参加者の確保」（12%）、「人材の確保」（11%）等の順となった。

このように、どちらも「活動資金」に関するものが最も高い。これについては市民団体等で課題としているもののほか、協議会や実行委員会等、行政機関に関わるものでも課題とするものが見られた。

「継続性」を課題としているところが多いように、活動計画をたてていく上で、行政の継続した支援が期待されていることがわかる。

行政の関わり方や支援の内容（図3）で、「活動主体が行政」というものは、調査先が行政機関に關係するものであるが、これを除けば、「広報」や「連絡調整」に対する行政への期待も高くなっており、広範に及ぶ流域活動に対する住民等への周知について課題となっているようである。

早くから流域活動に取組まれている団体では、「発展性・マンネリ化」を課題としているものも多く、発足当時からの時間の経過とともに「熱意の低下」が感じられるとするものや、例年同じ団体が活動の中心として参加しているとする一方で、主催する側で用意できる体験メニュー等がマンネリ化しているとするものがあった。

また、事業をけん引するキーマンとなる人材の育成を課題とするものもいくつかみられた。

このほか、圏域をまたがって取組まれているものについては、水の大切さや相互理解を深めることを目的とする下流側に対して上流側では観光的側面を重視されたい傾向があり、事業開催にあたって上下流での意見調整を要する場合があるとしている例もあった。

協議会等、複数の自治体が關係する活動について、行政組織の担当者が短期間で異動してしまうことを課題としているものも見受けられたが、これについては、行政組織を連携相手としている市民団体にとっても、同様に課題となりうるものであると考えられる。

2-3. 活動内容のまとめ

回答のあった全国42団体の活動内容について、報告書本編に整理した。そのうち、主な事例は次のとおりである。

(1) (財) 四万十川財団

NHK放送を契機に地域住民の関心が高まったことを背景として、平成6年に流域の8市町村(現5市町村)の参加によって「四万十川総合保全機構」が発足。この流域市町村と高知県が共同出資して「(財) 四万十川財団」が平成12年に設立された。流域全体を対象とした地域産品のブランド認証制度「四万十ブランド認証制度」や、「四万十リバーマスター育成事業」等を実施する。平成21年2月に四万十川流域が国の重要文化的景観に選定されことから、今後、これを活用し、地域を活性化していくための取組みに向けた更なる連携が求められている。

(2) ドラゴンリバー交流会

九頭竜川は、川を竜に見立てた「水の環境・文化懇談会」が提唱するドラゴンプロジェクトのモデルケースとして、実践的な試みを展開する河川に選ばれた。そこで、平成6年2月に設立された行政と学識経験者からなる「九頭竜川水系検討委員会」とともに、流域住民で組織された「ドラゴンリバー交流会」の二本立てで、行動展開に向けての内容が検討されることとなった。九頭竜川水系を軸として、住民参加型の活動を広く展開している。

(3) 横浜市水源エコプロジェクト「W-eco・p」

横浜市は、山梨県道志村に村の総面積の3分の1を占める約2,800haの水源かん養林を保有している。横浜市と道志村は、道志川から取水を始めて以来、それぞれの風土・地域性を互いに尊重し合う中で、様々な交流を続けている。

こうした中、平成21年度より、新たに「W-eco・p(ウィコップ)」の取組みが始められた。道志村に所有する水源かん養林の整備に係る費用を、企業・団体に寄付していただく制度である。企業・団体には、森林整備後に山梨県から「CO₂吸収認証証書」が交付され、ホームページや市広報媒体等で公表・PRされる。

国際的な取引等で使うことを目的にしたものではなく、いわゆる山梨県のローカル・ルールとしてはじめられた取組みであり、証書を第3者に譲渡したり、販売したりできるものではないが、より多くの住民が森づくり活動の効果に関心をもつ契機となるとともに、社会貢献の証となることから、企業・団体の森づくりへの参加促進が期待されている。

(4) 北上川流域市町村連携協議会

北上川では、平成7年9月に民間の組織である「北上川流域連携交流会」が発足しており、これに続いて、旧水沢市長が中心となって流域市町村の首長に呼びかけ、行政の組織である「北上川流域市町村連携協議会」が平成9年4月に発足をした。

岩手県、宮城県の県境を越えた流域の行政機関(14市町(平成22年1月現在))が地域住民と車の両輪のように連携しつつ展開しているところに特徴がある。

発足以来、全流域市町の住民が河口域にあつまるゴミの清掃活動を行う「海岸清掃隊」(幅広い年代の流域住民約650人が参加し約1.7tものゴミを回収)や、流域の小学生等を健康診断士とした水生生物調査「北上川健康診断」等に取り組んでいる。また平成20年度から「北上川流域圏地域づくり活動等助成金」事業を開始している。

一方では、発足から10年余が経過してきていることから、発足当初の熱意に対して事業の発展性・マンネリ化を課題としている。

(5) 福岡都市圏広域行政事業組合

福岡都市圏は、地理的にも近接し、歴史的にもつながりが深い福岡市とその周辺の4地域(筑紫地域、粕屋地域、宗像地域、糸島地域)の合計17市町を圏域としている。この地域では都市圏で使用する水の約3分の1を筑後川から享受している状況にある。

こうした中、福岡都市圏広域行政事業組合では、平成17年4月に「流域連携基金」を設置し、交流推進、森林保全支援、地域振興支援、環境対策支援等の事業を実施している。

その中でも、「福岡都市圏」と「筑後川流域」の住民同士の交流事業は、「かっぱリング事業」の名で知られており、都市圏を4つのブロックに分けて、筑後川上流における自然とのふれあいや保全活動、文化、スポーツ活動等の流域交流を推進することにより、福岡都市圏の水事情に対する住民の関心や理解の促進に取り組んでいる。

2-4. 水源林整備等の目的で設立された基金の状況

回答のあった42団体のうち、水源林整備等の目的で設立された基金を設置しているとするものとしては、全国14の団体から計15件の回答を得ることができた。

基金の設立時期や、平成20年度残高、事例の詳細について、報告書本編に整理した。

課題について調査したところ、基金の総額が少ないことや低金利によって運用収益による事業展開を図ることが困難となってきていることから基金を取り崩し

ての事業実施となっているもの等、やはり基金の財源確保（図5）を課題とする回答が多く見受けられた。

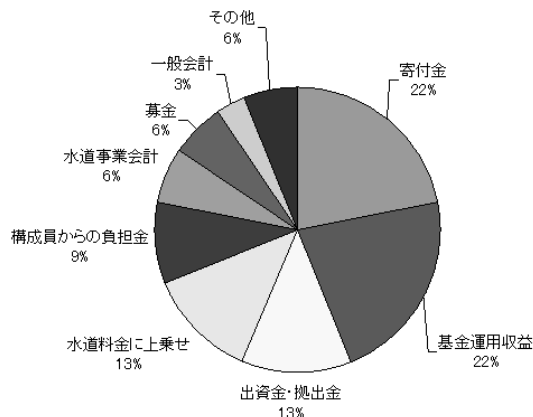


図5 基金の財源について（複数回答）

3. 森林整備等を目的とした住民税超過課税方式による独自課税事例

平成15年4月に高知県で導入された森林・水源環境税は、その後、平成20年度までに全国29の県で導入されている。平成21年度には、愛知県、横浜市で新たに導入されている。

課税対象や負担のあり方については、若干の相違がみられるものの、その内容については、ほとんどの自治体で、森林のもつ公益的機能の重要性にふれながら、その恩恵を享受している住民に対して負担の理解を求める形で課税することとされている。また、外形的には普通税でありながら、森林環境保全等に用途を明確するために、税収相当額を積立てて管理するための基金を設置して管理する自治体が多い。

○参考：ヨーロッパ諸国における水管理組織と課徴金制度

報告書では、水に関わる経済的手法の関連として、ヨーロッパ諸国における水管理組織と課徴金制度についても整理した（表2）。

表2 水管理組織と課徴金制度

国名	管理組織	導入の目的・用途
イギリス	環境庁 (上下水道事業は民営化)	環境管理費用の回収
フランス	6つの流域単位で管理	水資源の保全、水質汚濁防止に対する財源確保
ドイツ	連邦政府、州政府	水質の維持保全又は向上に対する経済的インセンティブ

4. 木曽川流域における上下流交流活性化プロジェクトの実施

木曽川流域で流域交流を促進させる新しい仕組みの一つとして、「流域市民放送局」を中核に位置付けた社会実験プロジェクトに取り組んだ。

名古屋のNPO法人ボランティアネイバーズが、名

古屋市と長野県木祖村の推薦を受けて、当センターと連携して取組んだプロジェクト（平成21年度地方の元気再生事業）である。

4-1. プロジェクトの概要

市民運営により事業を展開していく拠点として、市民自らが情報発信を行うとともに上下流の生きた情報が行き交う「プラットフォームの構築」を事業の中核に位置付け、広く情報発信を行うことができる新しい市民メディアとして「インターネット放送」を採用した（＝①「流域市民放送局」の開局）。

また、上下流の経済的交流を活性化させる社会実験として、流域内で生産加工された製品の拠点での共同販売の展開（＝②「流域メッセ木曽 ICHIBA(市場)」の開設）に取り組むとともに、水源環境の保全と活性化に向けて、上下流の代表が本音で意見交換できる交流の場を設ける（＝③「流域塾」の開講）こととした。

これら3つが柱となって、相互に作用しながら展開されたのが、この上下流活性化プロジェクトである。

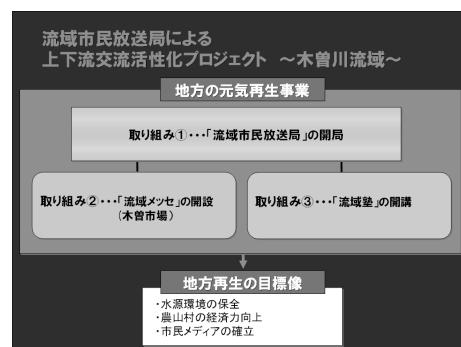


図6 展開イメージ

4-2. 流域市民放送局の開局

広く情報発信を行うことができる新しいメディアとして「インターネット放送」を採用することとし、流域の生きた情報を定期的に取材編集してインターネット上で映像配信する放送局「流域市民放送局（RCBC）」（<http://www.kiso-ryuikinet.jp/>）を開局した（図7）。



図7 流域市民放送局ホームページ

木曽川を通して人やもののつながりを豊かにするために、インターネットで映像配信をする市民運営による放送局であり、市民が撮影し、編集したビデオ映像をはじめ、市民記者を活用していろいろな地域情報を伝えていく社会実験として開局したものである。

こうした新しい社会放送を、行政、企業、大学、市民、各種団体等、たくさんの方々が力を合わせて実現したことに一定の成果が認められる。

制作されたコンテンツは定期放送 15 本、シリーズ映像「これが木曽川だ！」14 本、流域塾記録映像 3 本と充実したものになった（平成 22 年 2 月末現在）。



写真 1 収録の様子

4-3. 流域メッセ木曽 ICHIBA（市場）の開設

名古屋市内に拠点となる共同アンテナショップを展開し、一定期間にわたって市場調査と事業化の可能性を探るものとして取組まれた。それが「流域メッセ 木曽 ICHIBA（市場）」である。

平成 21 年 10 月 10 日に開設し、平成 22 年 2 月までの約 5 ヶ月間にわたり、長野県木曽村等 6 町村からなる木曽広域連合、中津川市、下呂市等の媒介・紹介を受けた生産者の農産物、特産品の販売・展示と、観光ポスター・パンフレット等の掲示・広報が行われた。また野菜は、毎週水曜日に取れたての野菜を並べる「野菜市」として販売された（写真 2）。



写真 2 店内の様子

流域メッセでは、単に生産者の方が経済的に潤うということだけではなく、共同出展する上流市町村に対して、貴重な市場調査の機会を提供することができた。こうした流域産品の共同展開は「ブランド化」への動きにつながる試みであると評価できる。

また流域産品の購入を通じて、下流域の皆様にも、その生産地である上中流域に関心を向けていただくこと

が大切となる。何より産地である上・中流域へ足を運んでいただくきっかけ作りとなることを期待したものであったが、これについては、この間、多くの新聞・報道等で紹介がなされ、一定の役割を果たすことができたと評価できる。

4-4. 流域塾（ネットで結ぶ交流意見交換）の実施

行政の担当者、大学の研究者、流域交流に取り組む市民等が参加して、流域水源環境の保全や活性化について考え、本音で語り合う交流の場、それが「流域塾」である。その様子は、流域市民放送局の生放送番組として、インターネット配信（実況放送）された。

名古屋工業大学大学院の秀島栄三准教授を塾長にお迎えして、全 3 回実施された。主な意見交換の内容は、報告書本編に整理した。概要は次のとおりである。

（1）第 1 回流域塾：平成 21 年 10 月 24 日（土）

名古屋市中区伏見にメインスタジオを構えて、名古屋市の山田副市長、長野県木曽村の唐沢副村長、流域メッセの鈴木店長をお招きして実施した。長野県木曽町の「ふるさと体験館」と名古屋市緑区鳴海配水場の「エコ市」会場の中継を挿みながら、流域メッセに期待する役割や課題、展望等について意見交換を行った。

（2）第 2 回流域塾：平成 21 年 12 月 13 日（日）

市民団体や大学、行政等で組織した実行委員会の企画運営で、木曽川の上流地域と下流地域の人々がインターネットで交流する社会実験「インターネットフォーラム」として実施した。その中で、下流の名古屋会場（名古屋学院大学白鳥学舎会場）に名古屋市の山田副市長と秀島塾長を、上流の木曽会場（木曽町日善公民館会場）に長野県木曽町の田中町長と職業能力開発校「木匠塾」の中川事務局長をお迎えし、200km 近く離れた遠隔地をインターネットで結んで、流域活性化に向けた課題と展望等について意見交換を行った。

（3）第 3 回流域塾：平成 22 年 2 月 6 日（土）

中流域の中津川市を会場に実施した。流域市町村の代表として、中津川市の大山市長、木曽広域連合の田中連合長（木曽町長）、栗屋副連合長（木曽村長）、下呂市の野村市長、名古屋市の山田副市長等にご出席いただき、今回のプロジェクトをはじめとして、木曽地域の流域活動をさらに発展、持続させていくための交流の仕組みと展望について意見交換を行った。

5. 木曽川流域における連携・交流のあり方の方向

5-1. 課題の整理

(1) 流域連携事例の全国調査より

① 行政の関わりや支援のあり方

どの地域でも適用される一つの決まった正解を導くことはできないものであるが、そのきっかけ、行政の関わり、交流を持続させる仕組みや課題等は参考にできるものがある。

調査結果を見ても、行政のほかに森林・水源環境の保全活動に取り組む主体といえば、そうした活動に関心が高い市民団体等となるが、その活動のきっかけには中心となる人材や行政との連携がみられ、また活動を継続していく上で、行政の支援が求められている。具体的には資金的な援助や広報、連絡調整への期待が高い。

② この地域の特徴と課題

木曽川流域では、長野県、岐阜県、愛知県、三重県というように、県レベルで4つの圏域に及んでいるところに特徴がある。かなり広範な圏域に及ぶことから、他流域にみられるような流域の全ての市町が一体となる「実行組織」を作って取り組む活動は展開されにくい。

一方で、個別の行政組織間や市民団体等と連携した交流活動等は、全国に比しても盛んに展開されている。

しかしながら、この地域では流域活動の窓口といえる代表的な活動組織がなく、また上流域の情報は下流域に行き渡っているとは言い難いところもある。こうした情報の取りまとめや情報発信を広範に行い、流域交流を推進させるための「プラットフォーム」となる仕組みが十分とは言えない状況にある。

(2) 木曽川流域上下流交流活性化プロジェクトより

① 流域市民放送局のプラットフォーム機能の充実

今回のプロジェクトは事業期間の終了に伴い、一区切りとなる。基盤となる仕組みが確立でき、一定の成果は認められたものの、プラットフォームとして期待する効果を十分に発揮していくためには、次のステップとして、視聴者を増やして、より発信性を高めていく工夫が求められる。

② 拠点販売に対する供給サイドの体制

流域の産品を拠点販売する場合には、集客力のある都心に店舗を構えることが必要であるが、資金面での課題が悩ましい。また、常時販売に対応できるように上流域での集荷、配送の仕組み等、供給サイドの体制の確立と連携が課題となる。

(3) その他

「水」は私たちの暮らしと深くかわり、地域の歴

史や文化を形づくってきた。しかし、調査研究を通じて、水源環境や水の問題というものは、およそ日頃は無関心となりがちで、何か不自由を感じるまで意識されにくい性質のものであるように感じられた。やはり、流域環境を考えていく上では、広く地域住民に目を向けていただくための取組みが大切となる。

5-2. 木曽川流域における連携・交流のあり方の方向

(1) 流域交流のプラットフォームの開設

上下流の多様な活動主体との連携を促進し、情報交流の拠点となるプラットフォームの仕組みを開設する。

具体例の一つとして、流域市民放送局のプラットフォーム機能の強化が考えられる。インターネット放送は、ホームページからの視聴となるため、一定の関心層が中心となる。これに対して、生涯学習や環境学習系のホームページ、自治体や活動団体等のホームページ等と相互リンクの強化を図ることで、視聴者を増やしてより発信性を高めていくことができる。これにより、プラットフォームとして期待する機能が発揮できるようになるのと同時に、準関心層の視聴機会が増え、新しい関心層に取り込んでいくことが可能となる。

(2) 「ブランド化」と無関心層の取込み

広く流域の住民に目を向けていただくためには、何か木曽川流域をイメージさせるものがあるとよい。そこで、流域メッセの取組みを発展させたものとして、木曽川流域としての「ブランド化」を考える。

流域産品のブランド化は、四万十川に例があるが、無関心層に目をむけていただくきっかけ作りとなるとともに、関心層に対するブランド商品へのより積極的な購買行動を促進させる働きがある。また、それらを通じた関心の高まりから、下流域の住民等が上流域へ足を運び、そうした人の交流が「観光」や「食」といった上・中流域での消費活動に波及していくと考える。

(3) 地域産品の商品性、魅力の向上

流域メッセで「木曽川流域ならではの」の産品への関心が高かったように、何か少し変わったもの、良いものとなるような地域産品の商品性、魅力の向上が求められる（例：写真3）。



写真3 トウモロコシ形状のポップコーン

流域メッセ等で「もう少しこうしてほしい」といったお客様の反応や声もヒントになる。こうした声をし

つかりと上流域に伝えていくのと同時に、上流域が連携して、伝統的な地場産品に対して、こうした声から考えられる使い勝手の良さやデザイン性、何か新しい「楽しさ」を付け加えていくことが求められる。

（４）上流域ネットワークの形成

上流域地域の自治体が「流域」という枠組みでまとまり、上流域自治間でネットワークを形成していくとともに、そちらと下流都市圏である名古屋市が連携をすすめていくことも考えられる（図８）。

第３回流域塾に出席いただいた木曽広域連合（６カ町村）と下呂市、中津川市は、水のつながりから広く「木曽川流域」として位置づけられる。

同時に中津川市は、木曽地域と下呂市を結ぶ交通上の交点にあたる。

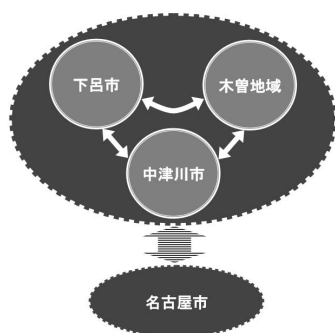


図８ 上流域ネットワークのイメージ（例）

そうしたことから、木曽川流域産品のブランド性の発信とあわせて、上流域地域の連携により集荷・配送を行う物流ネットワークの形成を進めていく。

さらに、ブランド性の発信をきっかけとした関心の高まりは、下流から上流への「観光」や「食」といった「人の交流」に波及していくと考えられる。例えば一大消費地である名古屋地域と下呂～木曽～中津川を観光ルートで結ぶといったように、上流域が観光面等でも連携していくことで、交流人口の増加促進につながるものと考えられる。

同時に、上流域ネットワークの中でも交流が促進され、お互いが身近な消費者として、上流域内相互の消費行動の促進につながっていくことも大切である。

（５）定期“市”型へ

共同アンテナショップとして拠点展開した流域メッセの例のほかに、イベント時等に併催する物産展の取組みも大切であるが、同時に、これらの中間的な位置づけとして、毎月一定の時期に定期“市”として開催していく方式も考えられる。

店舗スペースは必要とされず、仮設のテント等を活用することができることから、拠点を構えて展開する

場合に比べ、より実現性は高いと評価できる。また定期的に開催することで、地域住民の関心を高め、浸透させていけるものとなる。

これについては、木祖村が一宮地方総合卸売市場（一宮市）で毎月行われる朝市に野菜の持ち込み販売をしているもののほか、最近では、野菜や果物等の食材を生産者から購入できる都市部に開かれた市場「マルシェ・ジャポン」の展開事例（写真４）が参考となる。



写真４
マルシェ・ジャポン
（ホームページより）

（６）行政の支援と市民活力への期待

水源環境の保全や交流の取組みが、流域の各自治体や、上下流域自治体間の連携によって、継続的に実施されていくことは不可欠である。

同時に、調査結果にあるように、流域環境の保全に向けた活動そのものは市民団体等によって主体的に展開されていくと考えられる。

行政自らが実施していくだけではなく、こうした市民活力との連携が、流域交流に幅を持たせていくことになる。具体的には資金的援助や広報、連絡調整等の支援を通じて、何かをはじめる時の歯車を押したり、必要な空間や機会を提供したりしていく。市民活動が継続的に展開されやすい支援を進めていくことで、活動そのものは市民団体等によって主体的にまた幅広く展開されていくものと考えられる。

５－３．まとめ

今回の調査研究を通じて、活きたネットワーク、人と川、人と人のつながりが形成されていく過程を再確認することができた。

市民自らが行動を起こし、行政との連携を図るきっかけとなるには、地域意識の高揚は必要であるが、それを一つ具体的な活動として展開していくためには、それに関わる人と人のつながりが大切となる。

それは、誰かが損をするということでは実現できない。それぞれが個々の目的に沿って行動できる枠組みにありながら、時には対立する関係にあっても、全体として大きな目標に向かっていけることが大切である。

<参考文献>

高知県ホームページ、国土交通省近畿地方整備局ホームページ、横浜市ホームページ、北上川下流河川事務所ホームページ、福岡都市圏広域行政事務組合ホームページ、環境省「水質保全分野における経済的手法の活用に関する検討会報告書」（2004年7月）

Ⅱ 本 編

第1章 はじめに

1-1. 背景と目的

近年、地球温暖化に伴う降雨量や気候変動の増大等に対応して、世界的に水に関する議論が関心を集めている中、水量の安定的な確保とともに安心・安全でおいしい水に対する国民の意識も高まってきている。

内閣府の「水に関する世論調査」（図1）によれば、水とのかかわりのある豊かな暮らしとして「安心して水が飲める暮らし」とするものが80%と最も高く、次いで「いつでも水が豊富に使える暮らし」が58%、「おいしい水が飲める暮らし」が47.2%の順となっている（複数回答）。前回の調査（平成13年7月）と比較してみると、「安心して水が飲める暮らし」が（75.3%→80.0%）のように上昇している。

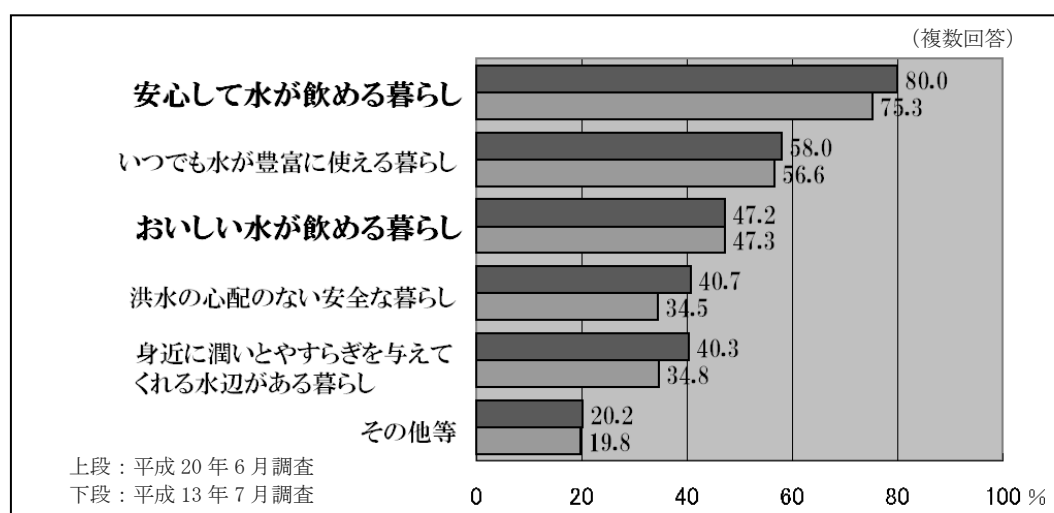


図1 水とのかかわりのある豊かな暮らし

出典：内閣府「水に関する世論調査」（平成20年6月）

こうした中、名古屋市では、「日本一おいしい水ナゴヤ」を目指して取組まれているが、安心・安全でおいしい水を持続的・安定的に確保していくためには、健全な水の循環が図られ、その水質及び水量が良好な状態に保たれていくことが必要となる。そして、そのためには、水の供給源である水源地域、水を育む森林資源が健全に維持されていくことが重要となる。

かつて、森林資源の多くは、中山間地域の経済的基盤として必要なものとされ、その保全・維持が図られてきた。しかしながら、過疎化・高齢化が進展し、とりわけ木材価格の低迷や林業の採算性の悪化等の社会経済情勢の変化を受けて、水源地域だけの努力では豊かな水源環境を十分に維持していくことが困難になりつつある。

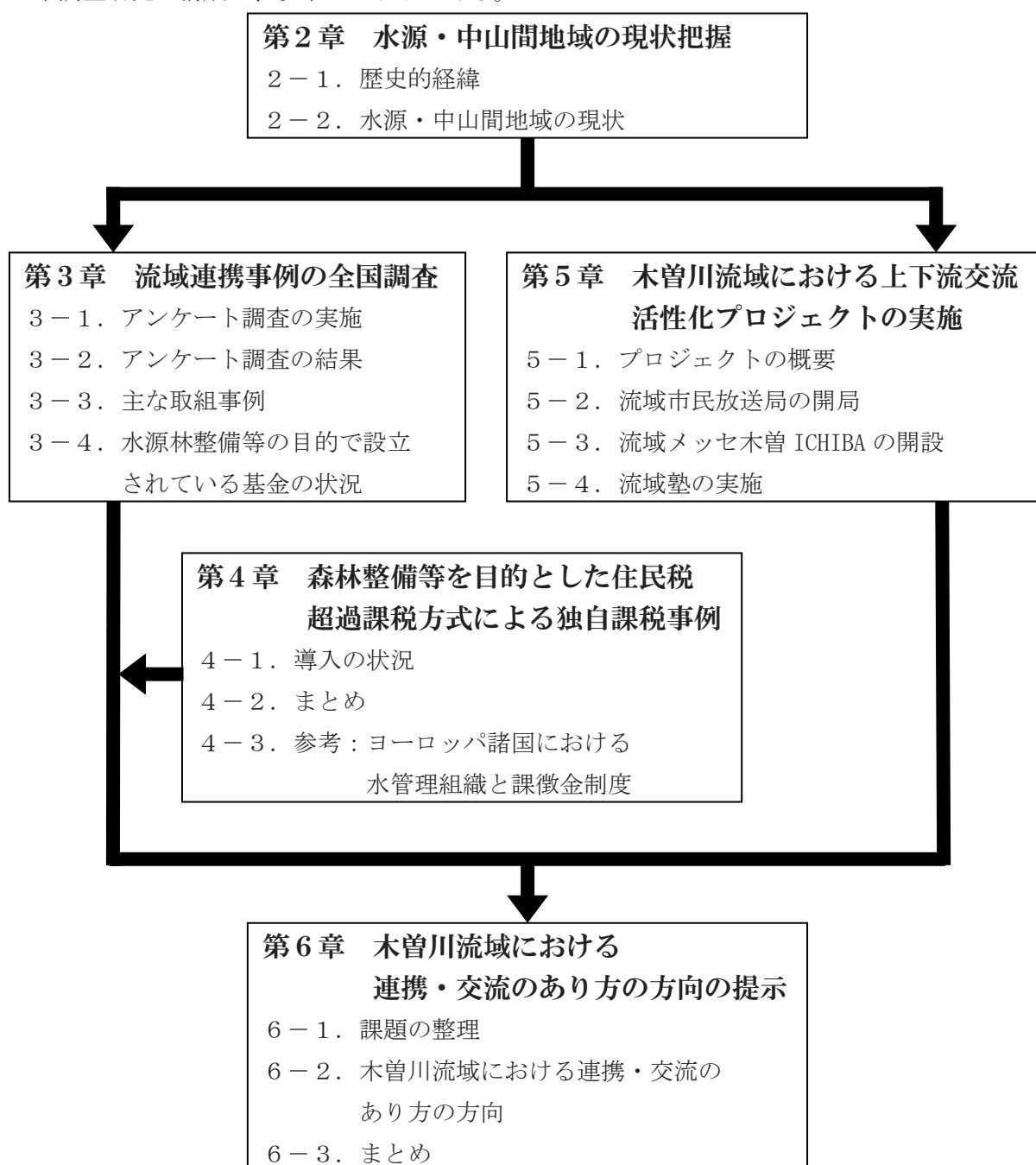
これに対して、水源かん養をはじめとした森林が発揮する公益的機能の恩恵は、水源地域だけでなく、広くその流域の住民が享受しているものであることから、こうした現状は水を通じて恩恵を受けている下流域にとっても共通の課題となっており、川上から川下までの水系を軸とした「流域」の地域が連携をして水源環境を保全しようとする動きが全国で展開されてきた。

そこで本研究では、さまざまな課題を抱えている水源・中山間地域等に対して、全国で進められている「流域」を軸とした交流や連携、地域づくり等の取組みの実態について調査した結果をまとめるとともに、それに対する行政の関わり方に着目しながら、課題等について考察を行う。

同時に木曽川流域において流域交流を促進させる新しい仕組みの一つとして、当センターが連携協力して実施した「上下流活性化プロジェクト」の実施結果を取上げ、これらを通じて、木曽川流域におけるこれからの連携・交流のあり方について提示を行うものである。

1－2．調査研究の構成

本調査研究の構成は、以下のとおりである。



第2章 水源・中山間地域の現状把握

2-1. 歴史的経緯

(1) 森林資源の推移

我が国では、かつて、戦時中の軍需用物資や戦後の復興用資材等を確保する必要から、木材の需要が急速に高まり、全国的に大規模な森林伐採が行われ、伐採された跡地への植林等が積極的に行われていった。

さらに昭和 30 年代に入ると、高度経済成長の下で建築用資材等の需要が急激に拡大し、木材価格が高騰する。その一方、化学肥料や石油燃料への転換を背景として、薪炭需要は低下し、かつては木材伐採量の多くを占めていた広葉樹の薪炭林（雑木林）は次第に用途を失っていった。

薪炭林等の天然林は人工林へと転換が進められ（拡大造林）、成長が早く、建築用途に適し、また経済的価値も見込めるスギ・ヒノキ等の針葉樹の植林が積極的に進められていった。

こうして植林された人工林の森林面積は、現在では 1 千万 ha を超え、これらの人工林が成長していった結果、森林蓄積（樹木の幹の体積の総量）は昭和 40 年代の 2 倍以上（人工林の蓄積は約 5 倍）にまで成熟しつつある（図 2、3）。

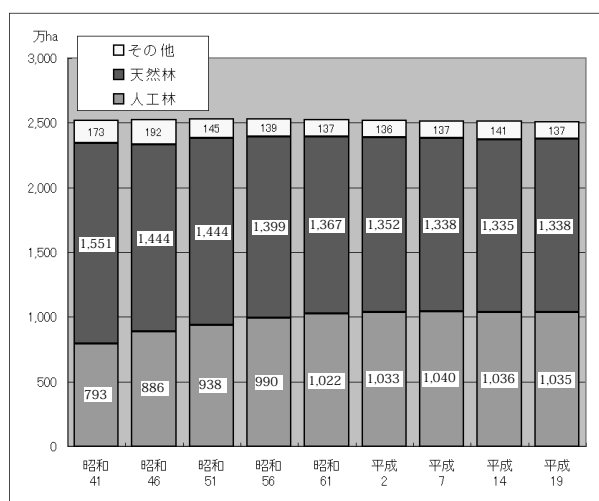


図2 森林面積の推移

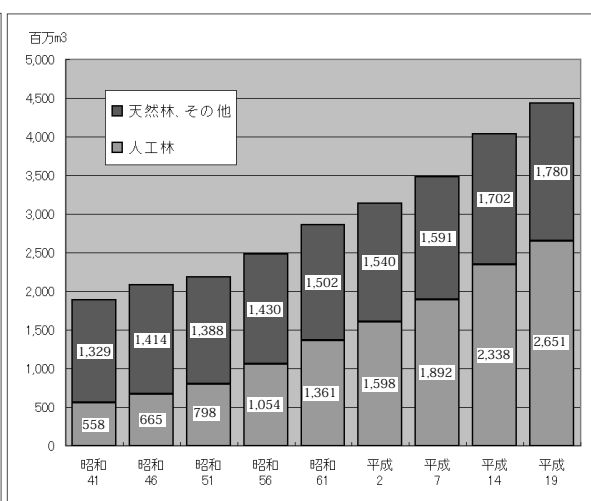


図3 森林蓄積の推移

出典：林野庁「森林資源の現況」（平成 19 年 3 月 31 日現在）

(2) 木材価格の長期的な低迷

こうした高度成長の本格化に伴う木材需要の増加に対応して、昭和 30 年代前半から木材貿易の自由化が段階的に進められていった。国内で人工林が未成熟であったこと等から国産材の供給は伸び悩み、その一方で、安価な外材の輸入が年々増えていき、国産材の自給率は急速に低下していくこととなった。

外材の輸入量は、昭和 40 年代半ばには木材供給の 50% を超え、昭和 48 年の為替変動相場制への移行、昭和 60 年のプラザ合意後の急激な円高等の影響を受けてより一層進展し、用材の自給率は昭和 30 年の 90% 台から平成 9 年には 20% を切るまで低下した（図 4）。

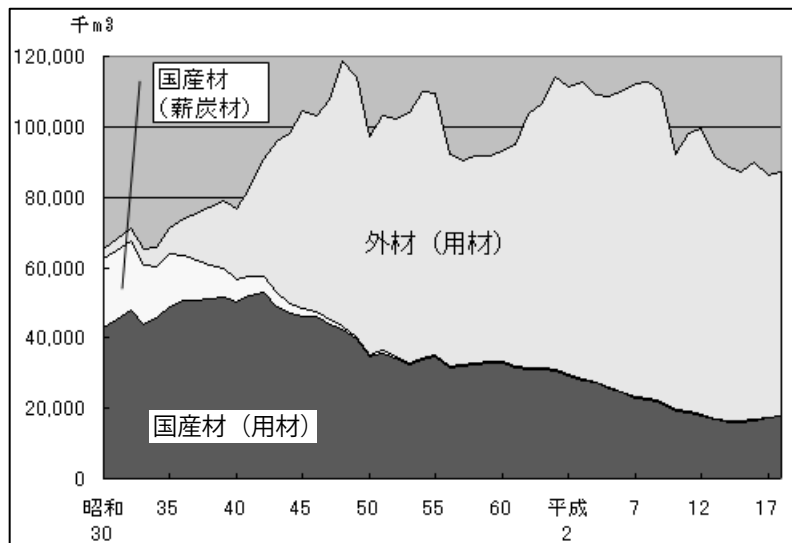


図4 木材供給量の変化（国産材、外材別）

資料：農林水産省「木材需給表供給量（国内生産量、輸入量）累年統計」

参考：林野庁「平成9年度 林業の動向に関する年次報告」

その結果、木材需要の増加とともに上昇してきた国産材の価格は、丸太価格、製品価格ともに、昭和55年をピークとして長期的に下落し、低迷を続けてきている（図5、6）。

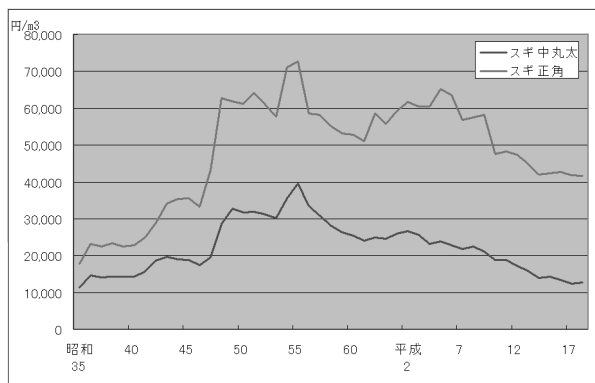


図5 スギの価格推移

注：スギ中丸太は、径14～22cm，
長3.65～4.0mの丸太価格
スギ正角は、厚10.5cm，幅10.5cm，
長3.0mの製品卸売価格

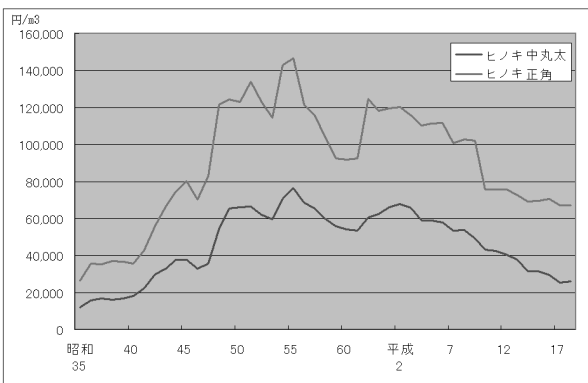


図6 ヒノキの価格推移

注：ヒノキ中丸太は、径14～22cm，
長3.65～4.0mの丸太価格
ヒノキ正角は、厚10.5cm，幅10.5cm，
長3.0mの製品卸売価格

資料：農林水産省 木材需給報告書累年統計（昭和35年から平成12年）

農林水産省 木材需給報告書（平成17年）

2－2．水源・中山間地域の現状

森林資源が成熟化していく中で、特に人工林を健全に維持していくためには、間伐、枝うち、下草刈り等の施業を適切に実施していくことが必要となる。

しかしながら、木材価格の長期にわたる低迷や経営コストの上昇等による経営環境の悪化等を背景として、施業意欲が低下し、林業の就業者数は長期的に減少を続けている。また、過疎化の進展に加え、林業の高齢化率（65歳以上の就業者の割合）は他の産業に比較して高い水準で推移していること等から、適切な施業を十分に実施していくことが困難な状況になってきている（図7）。

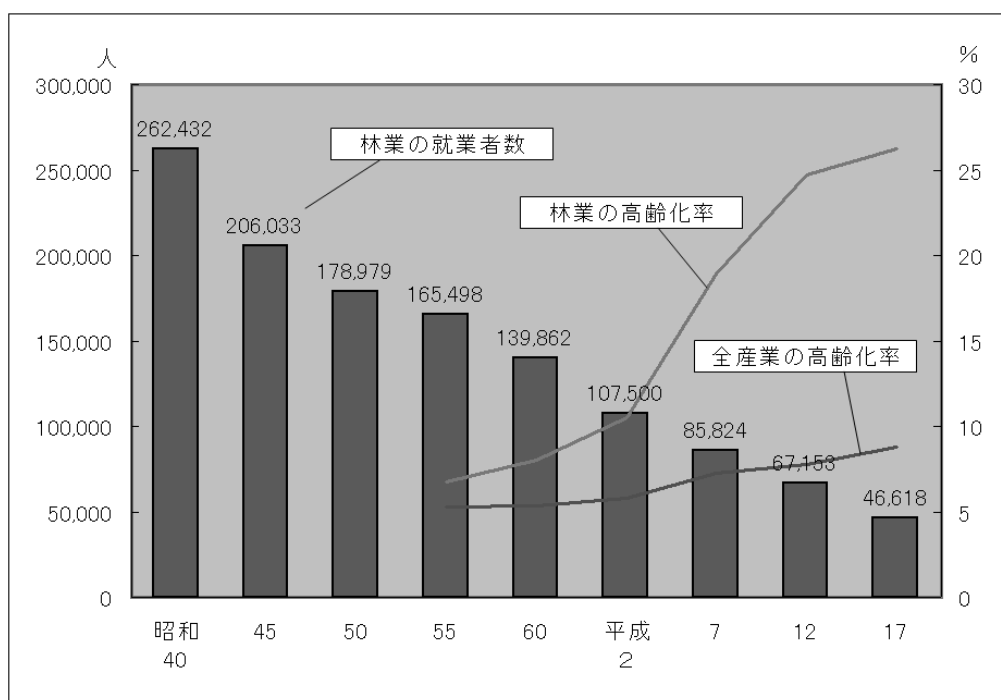


図7 林業就業者数及び高齢化率の推移

資料：総務省「国勢調査」

参考：林野庁「森林・林業白書」（平成21年版）

農林水産省の調査によると、間伐期にある山林を保有している林家の22.3%が、今後5年間に於いて「間伐を実施する考えはない」と回答しており、間伐を実施する考えのない理由として、「実施しても採算が合わないと考えるため」が71.9%となっている（図8）。

また、間伐を実施したいと考えているものについても、そのうち約65%が「間伐材を販売するつもりはないが、山林の保育等のために間伐を実施したい」と回答している（図9）。

さらに、同調査において、伐期にある山林を保有している林家の今後5年間における主伐（伐採期に達した樹木を切ること）の実施に関する意向は「主伐を実施する考えはない」が半数以上を占め、そのうちの約7割が「実施しても採算が合わない」と考えており、やはり経済的理由により、森林所有者の施業意欲が低下してきていることが分かる。

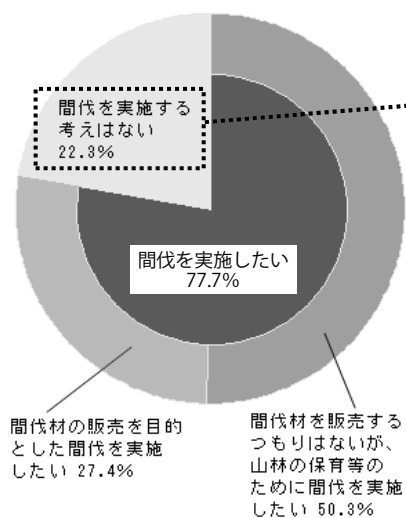


図8 間伐の実施に関する意向
(間伐期にある保有山林)

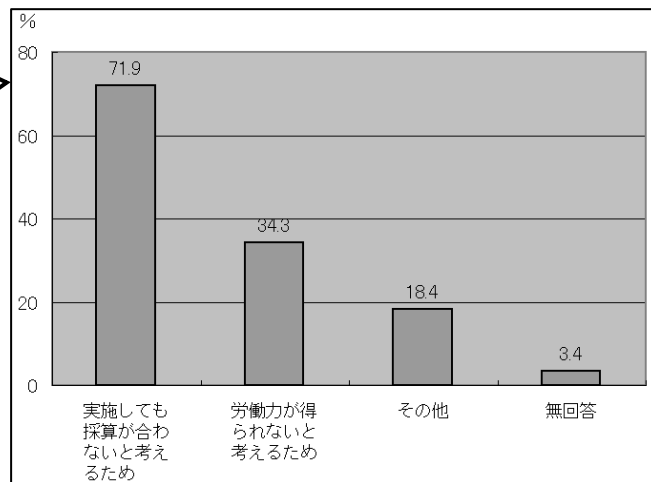


図9 間伐を実施する考えのない理由
(複数回答)

出典：農林水産省「林業経営体の森林施業に関する意向調査結果」（平成20年1月29日）

<参考文献>

(社) 国土緑化推進機構ホームページ (<http://www.green.or.jp/>)

第3章 流域連携事例の全国調査

前章でみたように、水源となる上流地域においては、過疎化・高齢化が進展し、とりわけ木材価格の低迷や林業の採算性の悪化等の社会経済情勢の変化を受けて、水源地域だけの努力では豊かな水源環境を十分に維持していくことが困難になりつつある。

これに対して、水源かん養をはじめとした森林が発揮する公益的機能の恩恵は、水源地域だけでなく、広くその流域の住民が享受しているものであることから、こうした現状は水を通じて恩恵を受けている下流域にとっても共通の課題となっており、川上から川下までの水系を軸とした「流域」の地域が連携をして水源環境を保全しようとする動きが全国で展開されてきた。

ここでは、名古屋の水源地である木曽川流域での流域連携施策のあり方を考えるにあたり、さまざまな課題を抱えている水源・中山間地域等に対して、全国で進められている「流域」を軸とした交流や連携、地域づくり等の取組みの実態について調査した結果をまとめるとともに、それに対する行政の関わり方に着目しながら、課題等について考察を行う。

3-1. アンケート調査の実施

(1) 調査対象の選定及び回答の状況

各団体ホームページ等を参考（注）に「流域」を軸とした交流や連携、地域づくり等の取組みについて実績がある団体を全国から抽出し、活動対象の水系や範囲、活動団体の性格の別、歴史、活動の独自性又は典型性等を考慮して、調査対象団体を幅広く選定した。政令指定都市については、指定日は1980年代までの10市（札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市（名古屋市を除く））に浜松市、静岡市を加えた12都市について調査を行うこととした。

表1 回答のあったものの内訳

地域	水系	行政	複数	市民団体	計	
北海道	石狩川水系	1			1	1
東北	名取川水系	1			1	5
	北上川水系		1	2	3	
	阿武隈川水系		1		1	
関東	利根川水系		1		1	4
	多摩川水系	1			1	
	相模川水系	1	1		2	
中部	木曽川水系	5		7	1 2	2 1
	豊川水系	2			2	
	矢作川水系	2	1	1	4	
	興津川水系	1			1	
	天龍川水系	1		1	2	
北陸	九頭竜川水系			1	1	1
近畿	紀の川水系		1		1	4
	淀川水系	1			1	
	武庫川水系		1		1	
	その他（疎水）	1			1	
中国	太田川水系		1		1	2
	斐伊川水系			1	1	
四国	渡川水系	1			1	1
九州	筑後川水系	2			2	3
	山国川水系	1			1	
計		2 1	8	1 3	4 2	

調査は、電話連絡とともに調査票を配布して行い、調査を実施した55団体のうち、全国22の水系、42団体より回答があった（表1）。

※ 表中、「行政」とは、調査先が単一の自治体であるものをいうほか、広域連合、一部事務組合、財団法人、社団法人によるものを含む。

「複数」とは、複数の自治体等により組織される協議会、実行委員会によるものをいう。

「市民団体」とは、NPOのほか任意団体等によるものをいう。

注：調査対象団体の選定に参考とした資料

厚生労働省「水道水源の保全に関する取組み状況調査について」（H19.3）

国土交通省河川局河川環境課「上下流連携促進のための普及啓発支援ツールの検討業務報告書」H17.3

林野庁資料「水源林の整備等の目的で設立されている基金事例」（不祥）

国土交通省ホームページ

林野庁ホームページ

その他各種団体ホームページ

（２）調査内容

流域連携事例として河川流域にかかわる活動の内容、活動エリア、活動のきっかけや契機となった事項、活動に対する行政の関わり方や支援の内容、課題、今後の活動等について調査を行った。

また、そのうち水源林整備等の目的で基金を設立しているものについては、その内容について詳細に調査を行った（調査票様式は、「参考資料編」を参照）。

3－2．アンケート調査の結果

（１）流域連携の目的や活動内容

図10が「流域連携の目的・活動内容」についてたずねたもので、「森林の保全・整備」に取り組んでいるとするものの割合が22%と最も高く、以下、「美化・環境活動」(14%)、「観光・人の交流」(12%)、「教育・啓蒙」(12%)、「情報発信」(10%)、「資金支援・助成」(7%)等の順となっている。

取組まれている形態としては、行政では、複数の自治体や森林組合等によって協議会や実行委員会を組織して流域広範にわたって活動に取り組まれているもののほか、財団法人、特別地方公共団体等で取組まれているものがあつた。また市民団体主体の取組みとしては、小学生児童等を対象とした学習活動を通じた森林・河川の環境保全活動が全体として多いほか、東北の北上川や北陸の九頭竜川等のように、行政組織と市民団体が連携して流域広範に活動が展開されているものが見られた（後出の表2「全国の流域連携活動の概況について」を参照）。

なお、政令市のうち神戸市、広島市については、それぞれが事務局を務める協議会活動について回答を得た。また、京都市は水源のほとんどを琵琶湖疏水（琵琶湖の湖水を京都市まで通ずるために作られた水路）としていることから地域間連携の取組みはなく、川崎市はダム見学ツアーを実施するものの連携交流は県が実施するものに参加するのみとしており、札幌市、大阪市、浜松市については、管理河川にかかる美化・環境活動の例はあるものの、水源の保全に向けた森林の保全活動等や地域間連携の取組みは行われていないとの回答であつた。

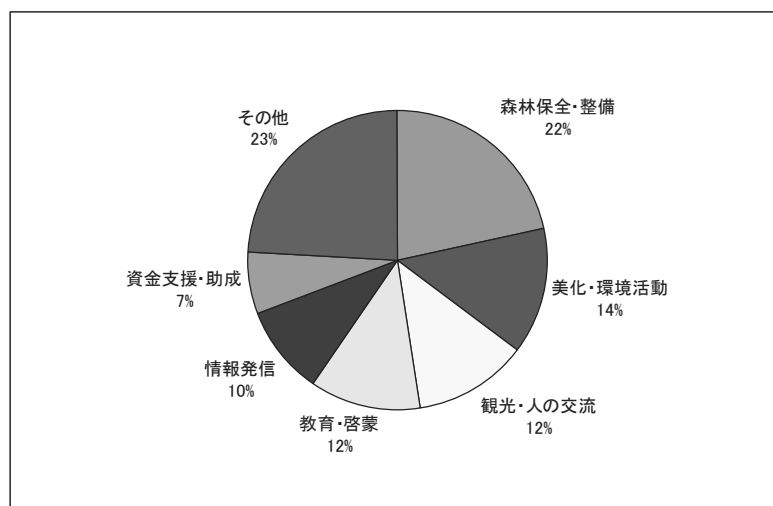


図10 流域連携の目的・活動内容（複数回答）

活動にあたって連携している相手方を分類別にみると、「行政を含む各種団体と連携している」とするものが65%と大半を占めた。また行政とのみと連携しているとするものが24%あつたが、これは、NPO等が実施主体である場合に、行政を対象として連携しているとするもの等である。一部、連携先「なし」としているものが11%あるが、これは、水源林整備等の目的で設立している基金によって森林の保全・整備等に取り組んでいる財団法人等によるものである。

（２）活動のきっかけや契機

図 11 が流域連携の活動に至った「きっかけ」や「契機」となった事項についてたずねたもので、「行政の主導」とするものが 20%と最も高く、以下、「森林の荒廃・林業の不振」(14%)、「キーマンによる呼びかけ」(14%)、「記念行事・イベント」(10%)、「水質の悪化・汚濁」(9%)、「渇水・水資源不足」(7%)等の順となった。

やはり、森林資源・河川環境に関する関心の高まりがきっかけになり、そうした活動が取組みの中心となっているもの、また行政や何かキーマンとなる人材があつて、具体的な展開に結びついているようである。

行政については圏域外の水源地に森林を取得したことがきっかけとなって活動が広がっていたものも見受けられた。

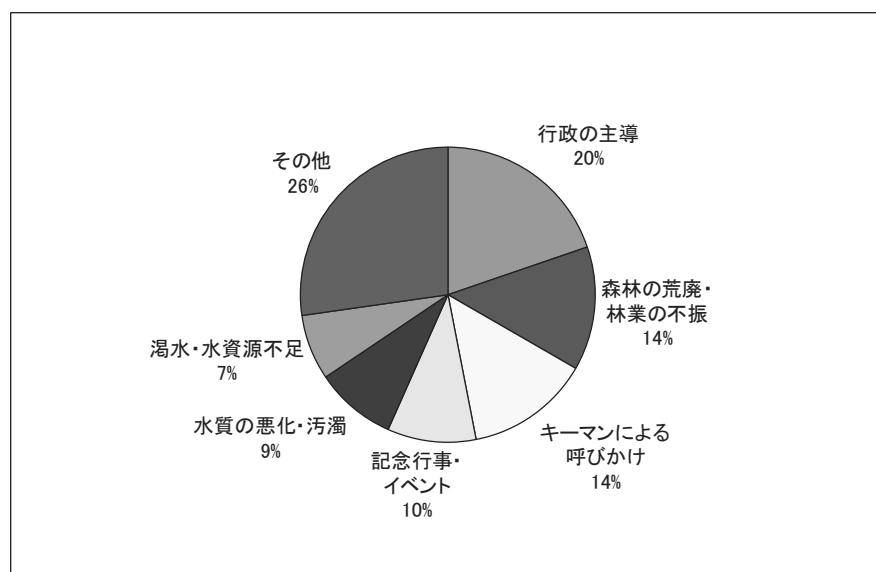


図 11 活動のきっかけや契機（複数回答）

（３）行政の関わり方と課題

図 12 が「行政の関わり方や支援の内容」についてたずねたもので、「資金の支援」とするものが 24%と最も高く、以下、「広報」(17%)、「活動主体が行政」(14%)、「連絡調整」(11%)、「施設・会場の提供」(9%)、「活動フィールドの提供」(9%)、人的支援(8%)等の順となった。

また、図 13 が「課題」となっている事柄について調査したもので、「活動資金」とするものが 23%と最も高く、以下、「発展性・マンネリ性」(14%)、「継続性」(14%)、「広報・参加者の確保」(12%)、「人材の確保」(11%)、「活動フィールドの確保」(7%)、「施設会場の確保」(2%)等の順となった。

このように、どちらも「活動資金」に関するものが最も高い。これについては市民団体等で課題としているもののほかに、協議会や実行委員会等による行政機関に関わるものでも課題とされているものはいくつか見られた。「継続性」を課題としているところが多いように、活動計画をたてていく上で、行政の継続した支援が期待されていることがわかる。

行政の関わり方や支援の内容(図 12)で「活動主体が行政」というものは、調査先が行政機関に関係するものであるが、これを除けば、「広報」や「連絡調整」に対する行政への期待も高くなっており、広範に及ぶ流域活動に対する住民等への周知について課題となっているようである。

早くから流域活動に取り組まれている団体では、「発展性・マンネリ化」を課題としているものも多く、発足当時からの時間の経過とともに「熱意の低下」が感じられるとするものや、例年同じ団体が活動の中心として参加しているとする一方で、主催する側で用意できる体験メニュー等がマンネリ化しているとするものがあった。

また、事業をけん引するキーマンとなる人材の育成を課題とするものもいくつかみられた。

このほか、圏域をまたがって流域活動に取り組まれているものについては、水の大切さや相互理解を深めることを目的とする下流側に対して上流側では観光的側面を重視されたい傾向があり、事業開催にあたって上下流での意見調整を要する場合があるとしている例もあった。

協議会等、複数の自治体が関係する活動について、行政組織の担当者が短期間で異動してしまうことを課題としているものも見受けられたが、これについては、行政組織を連携相手としている市民団体にとっても、同様に課題となりうるものであると考えられる。

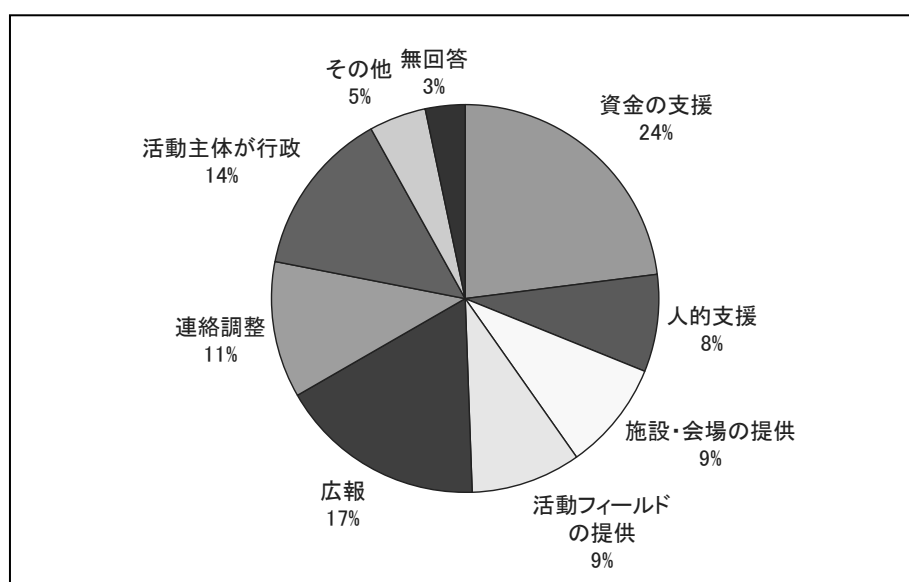


図12 行政の関わり方や支援の内容（複数回答）

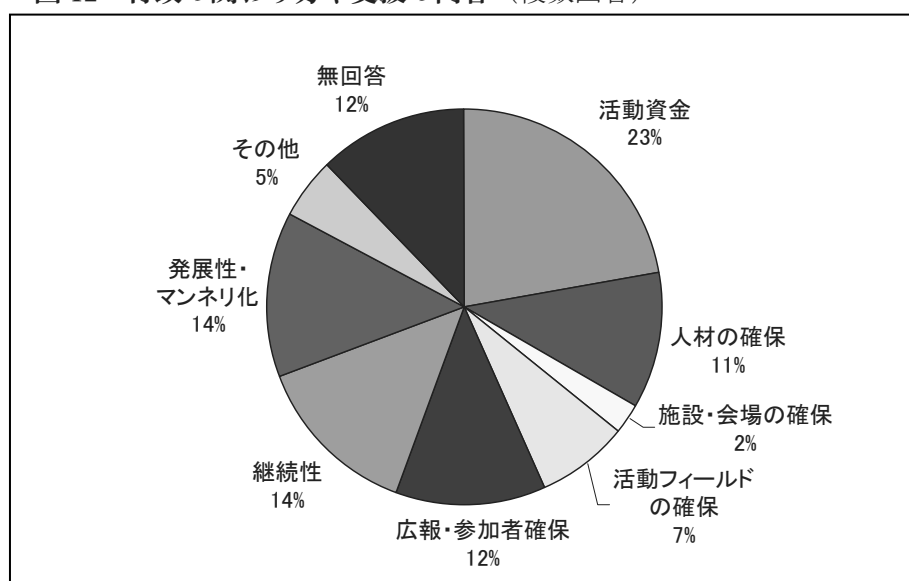


図13 課題について（複数回答）

表2 全国の流域連携活動の概況について（1／4）

地域	関連水系	主な関連河川	団体名	活動概要
北海道	石狩川水系	豊平川	札幌市	集水区域が市内にあり、恵まれた水環境にあることから水源地域との流域連携事例はない。河川愛護意識の高揚及び良好な河川環境の保全を図ることを目的に平成17年度から河川美化活動支援制度を実施。
東北	名取川水系	名取川	仙台市	水道専用ダム「青下ダム」の周辺及び上流域（市内）に、約86haの水源かん養林があり、森林保全・整備活動を実施。生活排水等による「釜房ダム」の水質汚濁を防止するため、ダム上流域に位置している川崎町の公共下水道整備事業に対して財政支援を実施。このほか水道モニター等の市民と水道局職員によるダム周辺等の清掃活動、フォーラム・イベントを通じて情報発信等に取組む。
東北	北上川水系	北上川	北上川流域市町村連携協議会 【流域14市町：岩手県5市6町（奥州市、岩手町、盛岡市、矢巾町、紫波町、花巻市、北上市、金ヶ崎町、平泉町、一関市、藤沢町）、宮城県2市1町（登米市、涌谷町、石巻市）】	北上川流域の地域性を活かした交流・連携による地域づくりを推進するため、岩手・宮城の県境を越えた流域市町村が一体となり発足。以来、流域の小学生等による水質・水生生物調査等の「北上川健康診断」、流域住民が河口部に集まるゴミの清掃活動を行う「海岸清掃隊」、「22世紀ブナの森づくり」（植樹）、北上川流域地域づくり活動等助成等を実施。
東北	北上川水系	北上川	（特）北上川流域連携交流会	岩手県と宮城県の県境を越えた川の活動団体。川を軸とした地域間、官民の交流と連携を通じて、豊かな自然を保全し、歴史や文化を尊重しながら安全で楽しい水辺の創造をはかり、市民の活力あふれる社会の実現に寄与することを目的とした活動に取組む。
東北	北上川水系	北上川 胆沢川	エコワークいさわ水の郷	H8年3月旧胆沢町が「水の郷百選」に選定されたことを受けて、住民主体で「水の郷づくり計画検討委員会」が発足。水ミュージアム構想「水の郷づくり計画」の具現化にむけて、H12年4月、計画検討委員により発足。小・中・高校生児童等をはじめとする流域住民によるブナ苗木の植樹活動を通じて、水源地の保全活動に取組む。
東北	阿武隈川水系	阿武隈川	阿武隈川サミット実行委員会 （通称：あぶたん倶楽部） 【流域22市町村、福島県7市5町5村（西郷村、白川市、泉崎村、中島村、石川町、玉川村、矢吹町、磐石町、須賀川市、郡山市、本宮市、大玉村、二本松市、福島市、伊達市、桑折町、国見町）、宮城県2市3町（丸森町、角田市、柴田町、岩沼市、亘理町）】	上下流市町村が一体となって、流域の河川愛護団体やボランティア団体、企業、小学校と連携。 上・中・下流の河川愛護団体の意見交換会やカヌー駅伝大会、源流体験、リバースクール、河口クリーンアップ等を実施。
関東	利根川水系	利根川	利根川水系上下流交流実行委員会 【群馬県、東京都】	利根川上流にある群馬県と、水を利用している東京都が、人々の交流を通じて相互の理解を深めることを目的に設立。共催により事業を実施。小学生を対象とした水源地域への訪問による交流事業やフェアの開催等を通じて水に関する啓発事業に取組む。
関東	多摩川水系・相模川水系	多摩川 相模川	川崎市	ダム見学ツアーを実施するものの、自治体間交流や保全活動は県が実施。
関東	桂川・相模川水系	道志川	横浜市	山梨県道志村に約2,800haの水源涵養林を所有。「公益信託道志水源基金」を設立し、道志村における自然環境の保全及び社会生活基盤の向上に資する事業に対し助成を行い、水源地の保全、地域の振興及び地域住民の福祉向上に寄与。平成16年6月に「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定書」を締結し、「横浜市民ふさと村」として合意。H18年3月には「道志水源林ボランティアの会」等を中心とした市民の方々の自主的な水源保全活動を支援するために、横浜市水道局ペットボトル水「はまっ子どうし」の売上金の一部を充てる「横浜市のふさと道志の森基金」を設立。H21年より水源エコプロジェクトW-eco.pに取組む。
関東	桂川・相模川水系	桂川 相模川	桂川・相模川流域協議会 【桂川・相模川流域の行政、市民、事業者等】	「アジェンダ21桂川・相模川」という行動計画を作成して、市民、事業者、行政のそれぞれが役割を果たし、県域を越えて相互に協力しながら活動に取組む。一堂に会して流域の諸問題について意見交換するシンポジウム、ツアー&ウォッチング、クリーンキャンペーン等を実施。

地域	関連水系	主な関連河川	団体名	活動概要
中部	木曽川水系	木曽川 長良川 揖斐川	(社) 木曽三川水源造成公社 【東海3県1市(愛知県・岐阜県・三重県・名古屋)ならびに木曽三川の水源地域の市町および森林組合】	木曽三川の上流域において森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図り、産業経済の発展とともに住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的に、S44年1月設立。森林整備・造林事業を主軸とし、水源かん養公益森林取得事業や公益森林管理事業を実施。
中部	木曽川水系	木曽川 長良川 揖斐川	(特) 木曽川文化研究会	次世代を担う子供達に上下流の川の違いを体感してもらう為、木曽・長良・揖斐川の上流域の小中学生等に三川下流域の川の様子、配置の生活での関わりを知ってもらうとともに、上流域で親子間伐体験等を実施。
中部	木曽川水系	木曽川	愛知中部水道企業団 【豊明市、日進市、東郷町、長久手町及び三好町】	主要水源地域である木曽広域連合との間で締結した木曽川「水源の森」森林整備協定に基づき、水源地域における森林整備の促進に取組む。このほか、木曽郡が開催する植樹祭への参加、間伐や育樹作業等の森林整備体験活動の実施を通じて啓蒙活動を実施。
中部	木曽川水系	木曽川	木曽広域連合 (木曽広域連合上下流交流実行委員会) 【長野県木曽町・上松町・南木曽町・木曽村・大滝村・大桑村】	下流の愛知中部水道企業団との間で締結した木曽川「水源の森」森林整備協定に基づき、水源地域における森林整備の促進を図る。名古屋市と上下水道局イベントへの参加や名古屋城本丸御殿復元に向けた協力を進めるほか、一宮市と各種イベントを通して交流を進める。また下流NPOと連携して、インターネット放送局による情報発信や特産品の販売益による基金を通じた森林保全活動の推進にも取組む。
中部	木曽川水系	木曽川	木曽村	名古屋市、日進市、一宮市等の下流自治体との交流推進事業に積極的に取組む。 名古屋市：配水塔・浄水場開放行事等への参加(各種体験や特産品販売、観光広報等)、上下水道局幹部職員研修等との連携、木曽川さんありがとう(どんぐり植樹)等を実施するほか、名古屋市内にアンテナショップを出店。 日進市：平成4年に友好提携自治体提携を締結、木曽村の国有林内に約30haの分収林「平成日進の森」を設置(H5～)し、協働による森づくりに取組む。
中部	木曽川水系	飛騨川	(特) 飛騨小坂200滝	一宮市：リバーサイドフェスティバルのほか、一宮地方総合卸売市場で木曽村野菜の持ち込み販売を実施。 御岳山ろくの飛騨側には5m以上の滝が200カ所余り存在し、商工会と観光協会が中心となって設定した滝めぐりコース等について、地理に詳しい自然案内人としてガイドすることを通じて、地域の活性化と自然を生かしたまちづくりに取組む。
中部	木曽川水系	馬瀬川	(特) 馬瀬川プロデュース	人口減少に危機感を感じ、地域存続のための一助となるよう、清流馬瀬川を軸に、河川清掃、交流会、魚道調査、ダム周辺の生態系調査、広報活動等を実施。
中部	木曽川水系	木曽川	中津川市	名古屋市本丸御殿の復元に中津川市内から産出される木材も利用されることから、平成18年から名古屋城本丸御殿復元事業を支援。名古屋市長官舎の行事等での物産品販売、東濃ヒノキを使ったクラフト体験、産直住宅や観光の広報、植樹等を実施するほか、岐阜県、各種団体等と連携して物産展や食農教育に取組む。
中部	木曽川水系	木曽川	(特) 水と森のネットワーク	森林環境教育や森の健康診断等、木曽川上下流域住民の交流及び森林整備に関する事業を行い、水資源に対する意識向上に取組む。
中部	木曽川水系	木曽川	森林自由クラブ	木曽川上下流域住民の協働による水源の森整備、山荘に泊り自然との共生体験を通じた実践的な森林保全活動に取組む。
中部	木曽川水系	木曽川	(特) 緑の挑戦者(グリーンチャレンジャー)	木曽三川の水源地を育てるために、市民の手で森づくりに協力する活動として、木曽広域連合北側3町村(木曽町、木曽村、大滝村)等と連携しながら、森づくりに向けた協力事業、グリーン・スクール事業、広報等を実施。
中部	木曽川水系	木曽川	水源の里を守ろう木曽川流域みんなの会	地元産や地元産の材料で作られている商品に認証シールを貼り付け、名古屋市内で自然職員・有機農産物の会員販売を行う(株)名古屋生活クラブを通じて販売を行い、その売上の2～5%を木曽川上流域の地域活動の支援にあて、る「木曽川流域水源の里基金」としている。上流と下流の民の交流、連携に取組む。

地域	関連水系	主な関連河川	団体名	活動概要
中部	豊川水系	豊川	(財) 豊川水源基金 【愛知県、東三河 9 市町村 (豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、小坂井町、新城市)、長野県流域 6 市町村 (飯田市、阿南町、売木村、阿智村、天龍村、泰阜村)】	豊川水系において水源林地対策及び水源地域対策等を講ずる地方公共団体等に対し助成等を行うことにより、治水及び水資源の安定的確保を図り、関係地域の振興と流域の一体的な発展に取組む。
中部	豊川水系	豊川	蒲郡市	水道用水すべてを豊川用水に依存している状況を鑑み、水道用水を将来にわたり良質な状態で安定的に確保することと、市民が水の大切さ、水源地对する認識をさらに深めることを目的として、市独自の基金を創設し、水道水源保全と水源地交流事業の推進に取組む (広域事業として対応する (財) 豊川水源基金等と区別)。 設楽町田峯区と分収育林契約を結び同区と共同で育てる水源の森「かがやきの森」で地域交流事業を実施。
中部	矢作川水系	矢作川	(財) 矢作川水源基金 【愛知県、西三河 13 市町村 (岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町)】	矢作川水系において水源地域対策及び水源地域対策を講ずる地方公共団体に対し助成等を行うことにより、治水及び水資源の安定的確保を図り、関係地域の振興と流域の一体的な発展に取組む。
中部	矢作川水系	矢作川	豊田市	H6 年 4 月、「水道使用量 1 トンあたり 1 円」を水道料金に上乗せして基金に積み立てる方式を、全国に先駆けて制度化。H12 年度から基金を活用した矢作川上流の森林保全事業を開始してきたが、H17 年 4 月の市町村合併により間伐事業区域がすべて豊田市とされたこと等を受け、H19 年度からは、ダムより上流の水源となる森林の取得・保全や、水道原水取水口より上流の家庭を対象に高度型合併処理浄化槽への切り替えをする場合の補助を実施するように変更。
中部	矢作川水系	矢作川	矢作川沿岸水質保全対策協議会 【明治用水土地改良区、農漁協、岡崎市、一色町をはじめとす流域の 17 市町村】	流域の農業・漁業・県・市町村により組織され、水質保全活動に取組む。矢作川汚濁防止の関係機関への要請、監視、啓発活動等を実施。矢作川方式と呼ばれる流域管理システムが定着 (矢作川流域内での開発行為にかかる本協議会への事前協議手続き)。
中部	矢作川水系	矢作川	(特) 奥矢作森林塾	矢作川源流域である岐阜県恵那市南部地域等で、荒廃人工林の再生を主とした森林・山村活性化事業及び環境教育事業を実施。
中部	天竜川水系	天竜川	(特) 雲を耕す会	天竜川の中流に位置する通称北遠地域の森林の現状について下流域の都市市民に広報活動を実施し、森林と都市生活の関係を知らせ、森林管理の重要性を啓蒙するとともに、間伐材の利活用の情報収集や研究、中山間地と都市市民との交流事業、森林オーナー等への啓蒙活動等に取組む。
中部	天竜川水系	天竜川	浜松市	自治会や町内会有志等による天竜川をはじめとした市内河川、浜名湖における河川美化環境活動に対して補助金支援を行っているが、流域連携にあたる取組事例はない。
中部	興津川水系、安倍川水系	興津川、安倍川	静岡市	森林が有する環境に対する公益的機能の維持及び増進を図り、貴重な自然環境の保全と創造を維持するとともに、これらの活動への市民参加を促進することにより、健康で文化的な市民生活の確保に寄与することを目的とした基金を設置。間伐・作業道の開設補助や森林教室等の普及啓発活動、森林・自然環境の保全のための森林環境巡視員事業等に取組む。
北陸	九頭竜川水系	九頭竜川、日野川、足羽川、竹田川等	(特) ドラゴンリバー交流会	九頭竜川水系を軸として、嶺北の河川全流域の活性化を図り、上・中・下流の住民の潤いのある交流から、自然・人間との共生を目指し、豊かな水系環境の創造に取組む。水系環境保全・創造のための植樹や河川の清掃活動、環境学習会、子供たちによる水質・水生生物調査、川に親しむイベント、広報等、九頭竜川水系のそれぞれのふさわしの川や自然を守るため、住民参加型の活動を広く展開。
近畿	紀の川水系	吉野川、紀の川	吉野川・紀の川流域協議会 【流域 12 市町：奈良県 5 市町村 (川上村、吉野町、大淀町、下市町、五條市)、和歌山県 7 市町 (橿本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、紀の川市、岩出市、和歌山市)】	吉野川 (奈良県側)・紀の川 (和歌山県側) 流域の関係自治体で水源地保護を目的として設置された協議会。水環境に関する講演会や水源地への体験学習等を通じた啓発活動を実施。
近畿	淀川水系	淀川	大阪市	流域連携にあたる取組事例はない。

(4/4)

地域	関連水系	主な関連河川	団体名	活動概要
近畿	琵琶湖疎水	琵琶湖疎水	京都市	琵琶湖を水源とし疎水を通じて市内まで運び水道の原水としている（琵琶湖疎水）ことから、流域連携にあたる取組事例はない。
近畿	武庫川水系	羽束川、波豆川	羽束川・波豆川流域水質保全協議会 【神戸市、三田市、宝塚市、高平地区水質保全推進協議会、波豆川流域環境美化推進協議会】	神戸市の自己水源である千刃貯水池上流域にあたる羽束川・波豆川の水質保全を図るため、住民と行政の共同をめざしH6年3月に設立した「財団法人羽束川・波豆川水質保全基金」の事業を継承するものとして、流域住民団体代表等と神戸市、三田市、宝塚市によりH21年4月に設立した協議会。河川の清掃活動、生物調査、生活排水対策の適切な処理を促す運動等を実施。H21年度より神戸市ポトルドウォーター「神戸の水だより～布引～」の売上金の一部を同協議会への助成に充てている。
中国	太田川水系	太田川	太田川流域水源涵養推進協議会 【太田川を水源とする下流域の8水道事業体（広島市（府中町、坂町含む）、呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、大崎上島町）、及び広島県、廿日市市】	広島市は平成10年に水道創設100周年を記念して水源かん養林「太田川源流の森」（廿日市市吉和）を取得。そのうち中、連携して取組む必要があると考え、太田川の恩恵を受ける下流域の水道事業体と広島県（用水供給事業者）、廿日市市で協議会を構成。森林学習講座（講習や森林散策）、林業（枝打ち）体験活動を実施。
中国	斐伊川水系	斐伊川	（特）斐伊川流域環境ネットワーク （通称：斐伊川くらぶ）	ダム建設計画を契機として、都市部と上流域住民との相互理解を深める必要があると考え、「水」「森」「人」にこだわった活動に取組む。小中学校と連携して将来を担う子ども達を活動の中心に位置づけ、産・官・学・民の協働連携によって環境保全、流域交流事業を展開。具体的には、斐伊川流域の竹材を使用したヨシ植栽用竹ポットを利用した糸道湖ヨシ再生プロジェクト、ダム建設用地の緑化復元を行うどんぐりの森づくり、上下交流活動等を実施。
四国	渡川水系	四万十川	（財）四万十川財団 【高知県、四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、椿原町】	NHK放送を契機に地域住民の関心が高まったことを背景として、H6年に流域市町村の参加によって「四万十川総合保全機構」が発足。この流域市町村と高知県が共同出資して「（財）四万十川財団」がH12年に設立され、流域全体を対象とした地域産品のブランド認証制度「四万十川ブランド認証制度」や、「四万十リバーマスター育成事業」等を実施。
九州	筑後川水系	筑後川	福岡市	水道水源の多くを市外に依存していることから、基金を設置し、水源林の整備や水源地域との交流事業等を行うことにより、水道水源のかん養機能の向上や水源地域の活性化に取組む。
九州	筑後川水系	筑後川	福岡都市圏広域行政事務組合 【福岡都市圏の17市町（H22.1.11市2町合併）：福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、宗像市、福津市、糸島市】	福岡都市圏市町の振興に寄与するため、平成5年4月に設置された一部事務組合。福岡都市圏で使う水の3分の1を支えている筑後川を中心に、水源地域及び流域に対して連携を図るとともに、相互理解を深めることを目的として、都市圏と筑後川流域の住民の交流推進を図る「かっぱリング事業」をはじめとした交流推進事業、物産展、児童自然体験事業、グリーンツーリズム事業、環境NPO活動支援事業等に取組む。
九州	山国川水系	山国川	北九州市	耶馬の森林（もり）育成協議会らが主催する植樹への参加（市民公募）や水源地の小学校との児童相互交流事業を実施。

3－3．主な取組事例

（１）（財）四万十川財団／四万十川における取組み

四万十川は、津野町不入山（いらずやま）（標高 1,336m）の東斜面の標高 1,200m付近を源流点とする流路延長 196 k m、流域面積 2,270 k m² の河川で、蛇行を繰り返しながら非常にゆったりとした流れが続いているのが特徴である。

昭和 58 年放映の NHK 特集「土佐・四万十川 清流と魚と人と」の中で「日本最後の清流」と紹介されたことが契機となり、全国的な清流ブームの先駆けとなった。

四万十川では、平成元年に「高知県清流条例」、平成 2 年に最下流の中村市（現四万十市）で「中村市四万十川清流保全条例」を策定したのをはじめとして清流の保全と流域の振興に向けた様々な動きが生まれてきた。平成 6 年 8 月には流域の 8 市町村（現 5 市町村：四万十市（旧中村市、旧西土佐村）、四万十町（旧窪川町、旧大正町、旧十和村）、中土佐町（旧大野見村）、津野町（旧東津野村）、梶原町）が一体となって清流保全に取組もうと「四万十川総合保全機構」を発足し、平成 12 年 2 月には、この流域 8 市町村と県が共同で出資して、行政や民間団体と連携・共同し、四万十川の保全と地域の振興を目的とした「（財）四万十川財団」を設立した（同財団が総合保全機構の事務局をつとめる）。

平成 21 年 2 月に四万十川流域が国の重要文化的景観に選定されことから、今後、これを活用し、地域を活性化していくための取組みに向けた更なる連携が求められている。

主な活動は、以下のとおりである（基金事業については 3－4（２）④参照）。

① 四万十ブランド認証制度

四万十川流域産の商品の販売や販路の拡大等を支援するため、平成 16 年 5 月に創設された流域全体を対象とした地域産品のブランド認証制度である。流域内で生産や加工された原材料を使用していること等を条件として、認証審査に合格した産品にブランド認証シール（図 14）の添付を認めることで「四万十ブランド」を確立し、流域の生産者の経済活動の支援と環境保護・保全につなげるものである。これまで約 30 商品が認定されている（写真 1）。



写真1 四万十ブランド認証品（パンフレットより）



図 14 四万十ブランドの認証マーク

② 四万十リバーマスター育成事業

四万十川を安全・快適に楽しむため、流域外からの観光客、訪問者に対して流域のボランティア約 100 名を「リバーマスター」として委嘱し、自然に配慮するマナー・ルールの注意喚起や道路・観光情報の提供等に取り組んでいる。平成 13 年度から 15 年度までの 3 年間は、四万十リバーマスターの育成と体制づくりは県で実施され、平成 16 年度から（財）四万十川財団で実施されている。

（2）ドラゴンリバー交流会／九頭竜川水系における取り組み

九頭竜川流域は、本州日本海側のほぼ中央にあり、福井県嶺北地方に位置している。流域面積は本流で 2,930km²、水系で 3,090km² と福井県面積の約 70%を占める大河川である。

九頭竜川は、川を竜に見立てた「水の環境・文化懇談会」（事務局：建設省河川局河川計画課河川環境推進室）が提唱するドラゴンプロジェクトのモデルケースとして、実践的な試みを展開する河川に選ばれた。そこで、平成 6 年 2 月に設立された行政と学識経験者からなる「九頭竜川水系検討委員会」とともに、流域住民で組織された「ドラゴンリバー交流会」の二本立てで、行動展開に向けての内容が検討されることとなった。

こうしてドラゴンリバー交流会は、平成 7 年、個人 200 名余、団体 60 余団体の参加により本格的な活動を開始し、平成 14 年 3 月には特定非営利活動法人ドラゴンリバー交流会として福井県知事の認証を受けた。

活動範囲は、九頭竜川本流をはじめとして、日野川や足羽川など九頭竜川水系全体に及び、環境植樹や河川の清掃活動、環境学習会、子供たちによる水質・水生生物調査、川に親しむイベント、広報等を実施している。



図 15 シンボルマーク
(パンフレットより)

このように、九頭竜川流域では、地域をあげて環境保全活動が積極的に進められており、中でもドラゴンリバー交流会は、九頭竜川水系検討委員会の理念を具体化したものとして、九頭竜川を竜に見立て、川の流域をひとつの単位とした運命共同体ととらえている。竜としての川を元気にしていくことが流域を活性化し、自然と共存しながら豊かな生活を営むことができるものと考え、多様な主体と関わりながら、水系流域全体を対象フィールドとした幅広い活動に取り組んでいる。

(3) 横浜市水源エコプロジェクト「W-eco・p (ウィコップ)」／道志川における取り組み

横浜市は、水道水源である道志川の清涼な水を守るために、山梨県道志村に村の総面積の3分の1を占める約2,800haの水源かん養林を保有している。横浜市と道志村は、明治30年に道志川から取水を始めて以来、それぞれの風土・地域性を互いに尊重し合う中で、様々な交流が続けている（基金事業については3-4(2)①参照）。

こうした中、平成21年度より、新たに水源エコプロジェクト「W-eco・p (ウィコップ)」の取り組みが始められている。企業・団体と横浜市が協定を締結し、協定に基づき、横浜市水道局が山梨県道志村に所有する約2,800haの水源かん養林の整備（植栽・下草刈り、枝打ち、間伐等）に係る費用を、企業・団体に寄付していただく制度である。寄付していただいた企業・団体には、森林整備後に「やまなしの森づくり・CO₂認証制度」による現地確認、認証の可否、認証するCO₂吸収量の決定を経て、山梨県から「CO₂吸収認証証書」が交付され、整備した森林の場所、面積、CO₂吸収量等がホームページや市広報媒体等で公表・PRされる（図16）。

これは、平成20年7月から山梨県、道志村、横浜市の3者により地球温暖化対策に関する合同研究会を立ち上げ、検討されてきた成果となるものである。

横浜市では、10年を1サイクルとする森林整備計画（現計画はH18～H27年）を策定しており、この計画に基づいて毎年整備対象とする区画を決めて、森林整備業者に委託することによって計画的な維持管理に取り組んでいる。この整備対象区画に対して企業・団体に整備費用を負担（寄付）いただくことによって、それに対する森林整備について、山梨県が組織する第3者の認証委員会の審査を通して、山梨県から「CO₂吸収認証証書」が交付されるものである。

この認証は、山梨県地球温暖化対策条例の規定にもとづくもので、平成21年4月より施行されている。国際的な取引等で使うことを目的にしたものではなく、いわゆる山梨県のローカル・ルールとしてはじめられた取り組みであり、証書を第3者に譲渡したり、販売したりできるものではないが、より多くの住民が森づくり活動の効果に関心をもつ契機となるとともに、企業・団体にとっては社会貢献の証となることから、企業・団体の森づくりへの参加促進が期待されている。

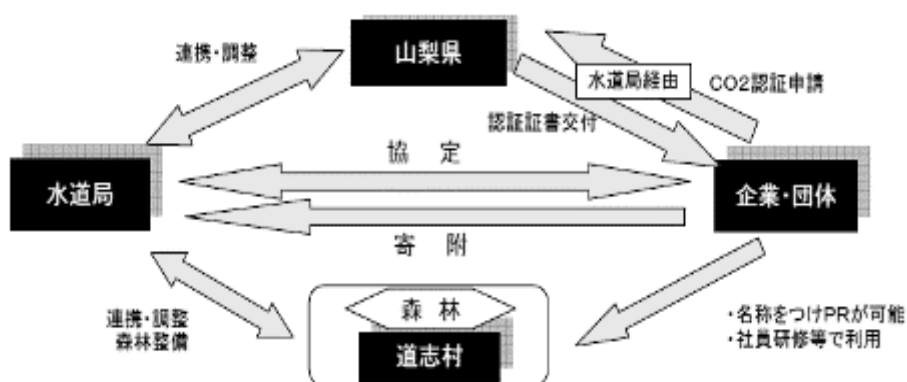


図16 仕組みのイメージ（横浜市ホームページより）

（参考）W-eco・p（ウィコップ）の由来

次の2つの意味が込められている。

- 水（Water）を創り出す森のCO₂吸収量を高める（eco）プロジェクト（p）
- 企業・団体と横浜市（We）が協働（collaboration）で取り組むプロジェクト（p）

（４）北上川流域市町村連携協議会／北上川における取組み

北上川は、岩手県岩手町御堂（みどう）にその源を発して、岩手県のほぼ中央部を北から南に縦断して宮城県に入り、宮城県津山町で北上川と旧北上川に分かれる。途中の支川を合流させると流域面積 10,150km²、竜炉延長 240km の東北最大の河川である。

北上川では、平成 7 年 9 月 1 日に民間の組織である「北上川流域連携交流会」が発足しており、これに続いて、旧水沢市長が中心となって流域市町村の首長に呼びかけ、行政の組織である「北上川流域市町村連携協議会」が平成 9 年 4 月に発足をした。岩手県 5 市 6 町（奥州市，岩手町，盛岡市，矢巾町，紫波町，花巻市，北上市，金ケ崎町，平泉町，一関市，藤沢町）、宮城県 2 市 1 町（登米市，涌谷町，石巻市）の流域 14 市町（平成 22 年 1 月現在）による協議会である。

「北上川流域市町村連携協議会」は、北上川流域の風土、文化を活かし、それぞれの主体性と創意工夫を基調としながら、地域の資源を共有し、補完し合うことによって、交流・連携を促進し、地域の活性化を図るとともに、新たな文化を創造し、より豊かで快適な地域づくりを目的としている。

岩手県、宮城県の県境を越えた流域の行政機関が地域住民と一体となって展開しているところに特徴がある。発足以来、全流域市町の住民が北上川河口域にあつまるゴミの清掃活動を行う「海岸清掃隊」（写真 2）（毎年 7 月第 2 土曜日に実施、幅広い年代の流域住民約 650 人が参加し約 1.7 t ものゴミを回収）や、流域の小学生等を健康診断士とした水生生物調査「北上川健康診断」、源流森林の形成と流量の安定供給、水質の健全化を目的とした植樹活動「22 世紀ブナの森づくり事業」等に取組んでいる。また平成 20 年度から、市民団体等を対象に環境保全事業、歴史・文化等の伝承事業、観光振興事業等公益的な取組みに対して経費の 2 分の 1 以内（1 事業につき 10 万円限度）で助成を行う「北上川流域圏地域づくり活動等助成金」事業を開始している。

このように、北上川流域では、県域を超える 14 市町で構成される行政組織の「北上川流域市町村連携協議会」と「NPO 法人北上川流域連携交流会」等の市民活動団体が、車の両輪のように連携しつつ、またはそれぞれが独自に活動を展開しているのが特徴であるが、一方では、発足から 10 年余が経過してきていることから、発足当初の熱意に対して事業の発展性・マンネリ化を課題としている。



写真 2 海岸清援隊 立神海岸での清掃活動の様子
（国土交通省北上川下流河川事務所ホームページより）

(5) 福岡都市圏広域行政事業組合／筑後川等における取組み

福岡都市圏は、地理的にも近接し、歴史的にもつながりが深い福岡市とその周辺の4地域（筑紫地域、粕屋地域、宗像地域、糸島地域）の合計17市町を圏域としている。この地域では昭和58年からは福岡導水により都市圏で使用する水の約3分の1を筑後川から享受している状況にある。

こうした中、福岡都市圏広域行政事業組合（平成5年4月に設立された特別地方公共団体（一部事務組合））では、平成17年4月に「流域連携基金」を設置し、福岡都市圏と水源地域及び流域との相互理解を深めるとともに、連携を図ることを目的として、交流推進、森林保全支援、地域振興支援、環境対策支援等の事業を実施している（図17）。

その中でも、「福岡都市圏」と「筑後川流域」の子どもたち等住民同士の交流事業（福岡都市圏筑後川流域交流推進事業）は、「かっぱリング事業」（注）の名で知られており、都市圏を4つのブロックに分けて、各ブロックにおいて、筑後川上流における植樹やキャンプといった自然とのふれあいや保全活動、文化、スポーツ活動等の流域交流を推進することにより、福岡都市圏の水事情に対する住民の関心や理解の促進に取り組まれている。

注：「かっぱリング」の由来

「かっぱ」で代表される筑後川と交流の輪（リング）を広げ、筑後川流域と福岡都市圏市町の「カップリング」（2つのものの組合せ）を進めるという意味を込めて「かっぱリング」と名づけられたもの。



図17 平成20年度流域連携基金事業（実施レポートより）

（６）神戸市 羽束川・波豆川流域水質保全協議会／羽束川・波豆川における取り組み

海と山に囲まれた神戸には、水源となる大きな川や湖がなく、明治から大正時代にかけて市内に３つの調整池を造ってきた。

現在、約 80%の水を琵琶湖・淀川を水源とする阪神水道企業団（神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市の４市で設立）や兵庫県水道用水供給事業から購入しており、自己水源は３つの調整池と住吉川等の市内河川の水を含めて約 20%しかなく、大切な貯水池の水質を守るため、貯水池へ注ぐ河川も含めた環境の保護や改善等に努めている。

特に最大の貯水池である千苺貯水池では、さまざまな取り組みを行っており、上流域にあたる羽束川・波豆川の水質保全を図るため、住民と行政の共同をめざし、財団法人羽束川・波豆川水質保全基金の事業を平成 5 年 3 月に設立した。

その後、平成 21 年 4 月からは、この基金事業を継承するものとして、流域住民団体代表等と神戸市、三田市、宝塚市により「羽束川・波豆川流域水質保全協議会」を設立し、河川の清掃活動、生物調査、生活排水対策の適切な処理を促す運動等を実施しており、同じく平成 21 年度より、神戸市ペットボトル水「神戸の水だより～布引～」の売上金の一部が同協議会への助成金に充てられている。

<参考文献>

高知県ホームページ

国土交通省近畿地方整備局ホームページ

横浜市ホームページ

国土交通省北上川下流河川事務所ホームページ

福岡都市圏広域行政事務組合ホームページ

神戸市ホームページ

3-4. 水源林整備等の目的で設立されている基金の状況

(1) 基金の概要

水源地域の環境整備のための「基金」を設けて、水源かん養事業や水質保全の環境整備事業、上下流域の交流事業等を実施している事例が見られる。今回の調査で回答のあった 42 団体のうち、水源林整備等の目的で設立された基金を設置しているとするものとして、全国 14 団体から計 15 件の回答を得ることができた。その概要は表 3 に示すとおりである。

表 3 水源林整備等の目的で設立されている基金

団体名	主な 関連河川	基金の名称	設立 時期	積立 開始	基金の目的・概要	H20 残高 (H20 事業費) 単位:千円	H20 事業内容
横浜市	道志川	公益信託道志水源基金	H9 年 2 月	H9 年度 から	道志村の地域振興や水源保全等の事業に対する助成を行い、水源地の保全、地域の振興及び地域住民の福祉向上を図る。	1,017,730 (13,500)	自然環境保全整備活動、生活基盤向上に資する活動事業
		横浜市水のふるさと道志の森基金	H18 年 3 月	H18 年度 から	(特)道志水源林ボランティアの会等を中心とした市民の自主的な水源保全活動を支援するために、安定して支える財源として、また、直接ボランティア活動に参加いただけるようにするための基金。横浜市水道局より出荷されるペットボトル水「はまっ子どうし」の売上金の一部を充てる。	52,662 (10,305)	H18~20 年度までの 3 年間を造成期間として積立 (実質的な運用開始は H21 年度から)
(社)木曽三川水源造成公社	木曽川 長良川 揖斐川	森林管理基金	S53 年	S54 年度 から	森林取得事業の実施に伴い設立された基金。運用益を主な財源として、間伐等の森林整備を実施。	—	—
愛知中部水道企業団	木曽川	水道水源環境保全基金	H12 年 12 月	H13 年度 から	木曽川「水源の森」森林整備協定(H15 年 2 月 5 日締結)に基づき、水源地域における森林整備を促進し、健全な水循環型社会の構築を図る。	152,421 (21,647)	民有林の高齢級を対象に 830.22ha を森林整備
木曽広域連合	木曽川	木曽森林保全基金	H15 年 12 月	H15 年度 から		7,880 (242,004)	
木祖村	木曽川	木祖村源流の森林育成基金	H19 年 10 月	H19 年度 から	広葉樹林等の育成を進め、水源涵養と上下流交流の象徴となる景観の森林を育成する。	2,854 (20)	名古屋市民が植樹する植樹箇所の地ごしらえや植えた木等の育成
水源の里を守る木曽川流域みんなの会	木曽川	木曽川流域水源の里基金	H20 年 6 月	H20 年度 から	地元産や地元産の材料で作られている商品に認証シールを貼り付け、名古屋市で自然食品・有機農産物の会員販売を行う(株)名古屋生活クラブを通じて販売を行い、その売上の 2~5%を木曽川上流域の地域活動の支援に充てる。	—	基金の運用等について上流域の方々とは検討中
(財)豊川水源基金	豊川	(財)豊川水源基金	S52 年 12 月	S52 年度 から	豊川水系において水源林地域対策及び水源地域対策等を講ずる地方公共団体等に対し助成等を行うことにより、治水及び水資源の安定的確保を図り、もって関係地域の振興と流域の一体的な発展に資するもの。県と新城市以南の下流市町の負担金による。さらに平成 17 年度からは東三河地域の市町村からの水道使用量 1 トン 1 円相当額の負担金の拠出を受けて水源林保全流域協働事業も実施。	—	—

団体名	主な 関連河川	基金の名称	設立 時期	積立 開始	基金の目的・概要	H20 残高 (H20 事業費) 単位:千円	H20 事業内容
蒲郡市	豊川	蒲郡市水道 水源基金	H13 年 4 月	H13 年度 から	水道用水のすべてを豊川用水に 依存している状況を鑑み、水道水 源保全及び水源地交流事業の推 進を図るために設立。水道使用量 1 トン 1 円相当額を上乗せして 徴収し、市が行う水道水源保全や 水源地交流事業のための財源と して活用。水源の森「かがやきの 森交流事業」を実施するほか、平 成 17 年度からは東三河地域の市 町村が一体となって広域で実施 する豊川水源基金水源林保全流 域協働事業の負担金に充てる。	20,708 (12,338)	水源地域交 流事業、豊川水源 基金水源林保 全流域協働事 業負担金
(財)矢作川水 源基金	矢作川	(財)矢作川 水源基金	S53 年 2 月	S52 年度 から S56 年度 まで	矢作川水系において水源地域対 策及び水源地域対策を講ずる地 方公共団体に対し助成等を行う ことにより、治水及び水資源の安 定の確保を図り、関係地域の振興 と流域の一体的な発展を図る。	892,282 (54,000)	森林整備、作業 路新設、水源地 体験、地域交流
豊田市	矢作川	豊田市水道 水源保全基 金	H6 年 4 月	H6 年度 から	H6 年 4 月、「水道使用量 1 トン あたり 1 円」を上乗せして基金 に積立てる方式を全国に先駆け て制度化。H17 年 4 月の市町村 合併により間伐事業区域がすべ て豊田市となったこと等を受け、 H19 年度からはダムより上流の 水源となる森林の取得・保全や、 水道原水取水口より上流の家庭 を対象に高度型合併処理浄化槽 への切り替え補助に変更。	398,007 (120,269)	豊田市旭地区 (ダム上流の 水源地)に 22ha の水源の 森を取得。水道 原水取水口よ り上流の家庭 を対象に高度 型合併処理浄 化槽への転換 65 基に対して 上乗せ補助。
静岡市	興津川 安倍川	静岡市森林 環境基金	H11 年 4 月	H11 年度 から	森林が有する環境に対する公益 的機能の維持及び増進を図り、貴 重な自然環境の保全と創造を維 持するとともに、これらの活動へ の市民参加を促進することによ り、健康で文化的な市民生活の確 保に寄与するもの。	3,017,520 (102,299)	間伐・作業道の 開設補助、森林 教室等の普及 啓発活動、森 林・自然環境の 保全のための 森林環境巡視 員事業 等
(財)四万十川 財団	四万十 川	四万十川基 金	H6 年 9 月	H6 年度 から H21 年度 まで	四万十川の清流保全のための基 金。間伐で清流を保全する事業を はじめ住民参加による美化清掃 作業の支援・協力、生活排水浄化 への取組み、環境保全型地域づく りのバックアップ等、川を守り育 てるための取組みを支援。	43,000 (2,922)	四万十川流域 文化的景観シ ンポジウム事 業、パンフレッ ト作成事業。
福岡市	筑後川	福岡市水道 水源かん養 事業基金	H9 年 4 月	H9 年度 から H18 年度 まで	福岡市水道水源のかん養機能の 向上、水源地域の活性化等のた め、水道使用量 1 トンにつき、 水道会計から 0.5 円、一般会計か ら 0.5 円を積立ててきた。積立期 間が終了し、現在は運用利子のみ 加算されている。	1,045,796 (79,490)	水源林の整備 促進、水源地域 交流事業(市民 が実施する育 林活動や交流 事業経費の一 部助成等)
福岡都市圏広 域行政事業組 合	筑後川	福岡都市圏 広域行政事 業組合流域 連携基金	H17 年 4 月	H17 年度 から H26 年度 まで	福岡都市圏と水源地域及び流域 との相互理解を深めると共に、連 携を図ることを目的とした基金。 交通推進や森林保全、地域振興支 援等の事業を実施。	141,926 (29,625)	かっぱリング 事業等の交流 推進、児童自然 体験、グリーン ツーリズム、環 境対策支援等

(2) 主な取組事例

① 横浜市／道志川における取組み（その他の取組みは3－3（3）参照）

ア．公益信託道志水源基金

山梨県道志村における自然環境の保全及び社会生活基盤の向上に資する事業に対し助成を行い、水源地の保全、地域の振興及び地域住民の福祉向上に寄与するために、平成9年2月、横浜市9：道志村1の割合で約10億円を拠出し、「公益信託道志水源基金」を設立した。

その運用金でサポートするもので、道志村に住所を有し、村内において営利を目的とする事業を行わない法人又は団体を対象に、道志村における自然環境の保全活動及び整備活動事業、生活基盤向上に資する活動事業に対して公募により助成をおこなっている（20年度末残高1,017,730千円、20年度事業費13,500千円。）。

助成対象事業等の重要事項の決定は、学識者、両市関係者によって構成される運営委員会で行われ、公益目的に沿った運営を確保するとともに、運営面のチェックは信託管理人と監督庁の山梨県が行う。

公益信託方式によることで、固有の事務所や職員を持たずに、助成を目的とした公益法人と同様の役割を果たしているのが特徴である。

イ．横浜市ふるさと道志の森基金

道志村では高齢化、過疎化が進み、人手不足等から村面積の47%、約3,700haを占める民有林の中には適切な管理が行き届かないものが増えてきていた。こうした民有林を市民ボランティアの手で水源かん養機能の高い森林へ再生しようとして、民有林の所有者・道志村等と連携して、水道局の主導により、「道志水源林ボランティア事業」が平成16年度から開始された。

この活動を、効果的に継続していくために、ボランティアが主体となる組織として平成17年11月に「道志水源林ボランティアの会」が発足し、その後、平成20年度にNPO法人化された。「道志水源林ボランティアの会」等を中心とした市民の方々の自主的な水源保全活動を受けて、これを支援するために、横浜市水道局より出荷されるペットボトル水「はまっ子どうし」の売上金の一部を充てる「横浜市水のふるさと道志の森基金」が平成18年3月に設立された。

この基金では、平成18年度から20年度までの3年間を造成期間として積立を行い、平成21年度から「道志水源林ボランティア事業」を安定して支える財源として活用が開始されたところである（20年度末残高52,662千円、20年度事業費10,305千円。）。

② 木曽広域連合（木曽町、上松町、南木曽町、木祖村、大滝村、大桑村）及び愛知中部水道企業団（豊明市、日進市、東郷町、長久手町及び三好町）／木曽川における取組み

平成11年4月に木曽郡11町村（現6町村）により「木曽広域連合」が設立され、同年8月には木曽広域連合と木曽郡11町村の共催により「水と緑のフェスティバル」が開催された。これをきっかけに、木曽広域連合と木曽川下流域自治体の間で様々な交流事業が展開され、平成12年度には愛知用水のユーザーである愛知中部水道企業団と「交流のきずな」を調印し、木曽川をきずなとして手を携えて交流と水源の保全を進めることを確認した。

平成12年12月には、愛知中部水道企業団で「水道水源環境保全基金」を創設し、水道使用料1m³あたり1円を負担するものとして平成13年6月から積立が開始された。

一方、上流域の木曽郡でも、平成 15 年 2 月の木曽川「水源の森」森林整備協定の締結を受けて、平成 16 年 3 月に「木曽森林保全基金」を設置し、積立が開始された。

これまで樹齢が 36 ～ 60 年の高齢級の人工林では、補助が受けられず、所有者負担が大きいことから、間伐等の手入れが進まない状況にあったが、木曽川「水源の森」森林整備協定に基づいて水源地の自治体を実施する高齢級の人工林整備事業費の一部を上下流の自治体が基金を充当して負担することによって、平成 17 年度から「森林整備協定造林事業」として国や県から補助金を受けられるようになり、高齢級の人工林整備に必要となる所有者の負担が軽減され、森林整備をすすめることが可能となった。

このように、上流域・下流域の広域行政組織が連携して活動しており、それぞれが森林整備を目的とした基金を設置して、水道使用量 1m³ あたり 1 円を水道料金から積立しているのが特徴である。下流の愛知中部水道企業団が積立てる水道水源環境保全基金から 2,300 万円、上流の木曽広域連合が積立てる木曽森林保全基金から 400 万円、合計で年間 2,700 万円を投入して、計画的に森林整備事業が進められている（表 3 中、木曽広域連合 H20 年度事業費は国、県等からの補助金等を含む）。

③ 豊田市／矢作川における取組み

豊田市では、平成 5 年の水道事業審議会の提案を受け、「水道水源保全基金」を設け、水道料金のうち「水道使用量 1m³ あたり 1 円」により、平成 6 年 4 月 1 日より積立を開始してきた。これは、「安全でおいしい水道水」の供給のために「水源涵養林事業」や「水質保全の環境整備」等を進めることを目的とした基金で、使用水量に応じて一定額を料金に上乗せして積立を行う方式を全国に先駆けて制度化したものである。

平成 12 年度から、この基金を活用した矢作川上流の森林保全事業を開始し、矢作川上流域の 6 町村（旧藤岡、小原、足助、下山、旭及び稲武）と基本協定を交わし、間伐事業に取り組まれてきた。

しかし、平成 17 年 4 月の市町村合併により、これまでの間伐事業対象区域がすべて豊田市となったこと等を受け、従来の間伐事業は一般会計で行うものとし、当該基金事業は、平成 19 年度からは水道事業においてダムより上流の水源となる森林の取得・保全や、水道原水取水口より上流の家庭を対象に高度型合併処理浄化槽への切り替えをする場合の補助を実施するように変更されている。

④ （財）四万十川財団／四万十川における取組み（その他の取組みは 3-3（1）参照）

（財）四万十川財団では、全国の企業や個人から寄せられた多くの寄付金を元に、平成 6 年に「四万十川基金」が設立されている。これは、間伐で清流を保全する事業をはじめ住民参加による美化清掃作業の支援・協力、生活排水浄化への取組み、環境保全型地域づくり、産業づくりのバックアップ等、川を守り育てる活動を応援するものであるが、現在のところ、基金の総額が少ないことから、運用収益による事業展開が難しく、基金を取り崩しての事業実施となっている。

（３）基金の財源と課題

図 18 が「基金の財源」（複数回答）についてたずねたもので、「寄付金」・「基金運用収益」とするものがともに 22%と最も高く、以下、「出資金・拠出金」（13%）・「水道料金に上乗せ」（13%）、「構成員からの負担金」（9%）、「水道事業会計」（6%）、「募金」（6%）、「一般会計」（3%）等の順となっている。

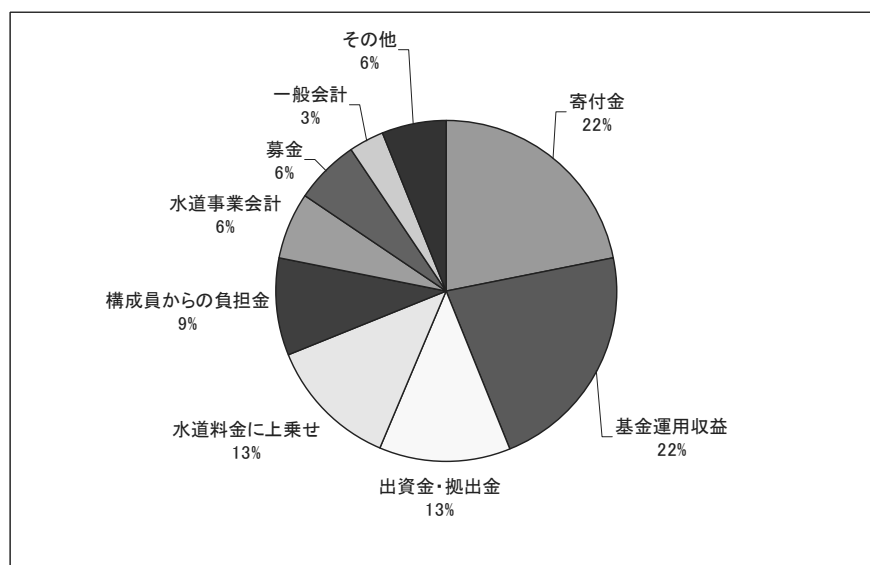


図 18 基金の財源（複数回答）

なお、基金事業の実施にあたって「課題」となっている事柄について調査したところ、基金の総額が少ないことや低金利によって基金運用収益による事業展開を図ることが困難となっていることから基金を取り崩しての事業実施となっているもの等、やはり基金の財源確保を課題とする回答が多く見受けられた。

基金は、特定の目的のために設置することから用途を明らかにすることができ、所要額を積立てた後は年度の収支に左右されることなく取組めるものであるが、設置にあたっては、目的と対象事業、それによって得られる効果や必要性を明確にした上で、事業期間や実施に要する経費を踏まえ、積立期間と目標額を設定して市民の理解を得ることが求められる。運用にあたっては、透明性を確保するとともに、事業効果の検証や市民意見を反映する仕組み等も重要となる。また、水道料金への上乗せ等により実施されているものがあるが、昨今の厳しい経済情勢にあって新たな負担の転嫁を求めることは慎重に検討されなければならない。

また、神戸市では、３－３（６）において前述のとおり、基金事業から協議会活動に見直している。神戸市では、上流域にあたる羽束川・波豆川の水質保全を図るため、住民と行政の共同をめざし、財団法人羽束川・波豆川水質保全基金が平成 5 年 3 月に設立されていたが、その後、平成 21 年 4 月から、この基金事業を継承するものとして、流域住民団体代表等と神戸市、三田市、宝塚市により羽束川・波豆川流域水質保全協議会が設立された。同協議会では河川の清掃活動、生物調査、生活排水対策の適切な処理を促す運動等を実施している。また、神戸市ペットボトル水「神戸の水だより～布引～」の売上金の一部が同協議会への助成に充てられるようになっている。

第4章 森林整備等を目的とした住民税超過課税方式による独自課税事例

4-1. 導入の状況

森林の整備・保全等を主な目的として費用負担する経済的な取組みとしては、第3章で調査した水源林整備等の目的で設立されている基金のほかに、住民税の超過課税方式（現行の住民税に一定額を上乗せするという超過課税方式）による独自課税を導入する取組みが増加してきている。いわゆる森林・水源環境税といわれるものである。

平成15年4月に高知県で導入された森林・水源環境税は、その後、岡山県をはじめとして平成20年度までに全国29の県で導入されている。平成21年度には、愛知県（注）において実施されたほか、政令指定都市の横浜市で新たに導入されている（表4）。京都府、京都市でも導入に向けた検討が進められている。

表4 森林・水源環境税の実施状況

県名	税の名称	導入年度	主たる目的と使途	個人県民税（年）	
				均等割	所得割
高知県	森林環境税	H15	若齢林を中心とした間伐の促進による荒廃の予防と公益的機能を発揮できる森林の整備、森林環境教育など県民の主体的な森林保全の取組への支援等	500円	なし
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16	未整備森林の間伐や松くい虫被害木の除去等による荒廃した森林の再生・整備、新規就業者の研修支援、県産材等森林資源の利用促進、企業との協働による森林保全活動等	500円	なし
鳥取県	森林環境保全税	H17	針広混交林化を図るための強度な間伐の実施、保安林の機能強化（間伐・作業道支援）、竹林の適正管理、企画提案による森づくりへの参加を促す森林体験等への支援等	500円	なし
島根県	島根県水と緑の森づくり税	H17	重要な水源地域等の10年以上間伐未実施の人工林における協定に基づく不要木の伐採等、県民自らが企画・立案した森づくりの取組への支援等	500円	なし
山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17	森林のもつ多面的な機能の回復に必要な荒廃した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、繁茂拡大した竹の伐採等による荒廃森林の再生等	500円	なし
愛媛県	森林環境税	H17	河川源流域の森林の強度間伐による針広混交林等への誘導、公共施設等における地域材利用への助成、県民が自発的に取組む森林の利活用等への支援等	500円	なし
熊本県	水とみどりの森づくり税	H17	間伐未実施で放置された人工林における協定に基づく強度間伐の実施による針広混交林化の促進、森林ボランティア活動への総合的な支援等	500円	なし
鹿児島県	森林環境税	H17	公益上重要な森林等における間伐等の実施や荒廃竹林の整備、県民が自ら実施する森林・林業の学習・体験活動、県産材を用いた木造施設整備等への支援等	500円	なし
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18	公益上重要で緊急に整備が必要な森林における協定に基づく強度間伐の実施による針広混交林に誘導、地域住民等による森林を守り育む活動等への支援、森林環境学習の推進等	1,000円	なし
福島県	森林環境税	H18	荒廃が懸念される水源区域における間伐等の実施、市町村への交付金による森林づくり、県産間伐材利用・森林環境学習・森林ボランティア活動の促進等	1,000円	なし
静岡県	森林（もり）づくり県民税	H18	公益性が高いが森林所有者による整備が困難なために荒廃している森林の整備（人工林の強度の伐採による針広混交林化、竹林の広葉樹林化、広葉樹林の適正密度化）等	400円	なし
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18	奥地等の放置された人工林における強度間伐の実施による針広混交林への誘導及び森林現況調査等の実施、県産材の積極的な利用等の普及啓発等	800円	なし
兵庫県	県民緑税	H18	急傾斜地等の人工林の防災機能を高めるための間伐木を利用した土留工の設置、集落裏山の防災機能を高めるための森林整備と併せた簡易防災施設の設置等	800円	なし

県名	税の名称	導入年度	主たる目的と用途	個人県民税（年）	
				均等割	所得割
奈良県	森林環境税	H18	10年以上間伐未実施で緊急に整備が必要な人工林について協定に基づく強度間伐の実施、荒廃した里山林の整備、森林環境教育の推進等	500 円	なし
大分県	森林環境税	H18	災害発生等が懸念される荒廃した人工林における協定に基づく強度間伐による針広混交林への誘導、ボランティア活動や担い手の支援、県産材利用促進等	500 円	なし
宮崎県	森林環境税	H18	公益上重要で長期間放置された森林において実施する広葉樹の植栽や強度間伐による針広混交林への誘導、森林ボランティア団体・企業等の森林づくり活動や市町村による公有林化への支援等	500 円	なし
山形県	やまがた緑環境税	H19	公益上重要な荒廃した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、荒廃した里山林の再生、市町村や県民が実施する森づくりや自然環境の保全活動への支援等	1,000 円	なし
神奈川県	水源環境保全・再生のための個人県民税の超過課税	H19	水源地域の保全上重要な森林の買入れや整備協定など県による私有林の公的管理・支援、間伐材の搬出促進、市町村が行う私有林の公的管理・支援への助成等	300円	0.025%増
富山県	水と緑の森づくり税	H19	風雪被害林や過密人工林で整理伐の実施による針広混交林への誘導、県民協働による里山林整備、森林ボランティア活動支援、森林環境教育の推進、県産材利用促進等	500円	なし
石川県	いしかわ森林環境税	H19	水源地域等の手入れが不足した人工林を対象とした強度間伐の実施による針広混交林への誘導、県民の理解と参加による森づくりの推進等	500円	なし
和歌山県	紀の国森づくり税	H19	放置され荒廃した森林の公益的機能の回復、森林の重要性の普及啓発などNPO や市町村等地域からの自発的な取組への支援等	500円	なし
広島県	ひろしまの森づくり県民税	H19	放置され荒廃した緊急に整備が必要な人工林の間伐等の実施、里山林の整備、NPO 等の自らの企画・取組や森林・林業体験活動への支援等	500円	なし
長崎県	ながさき森林環境税	H19	重要な水源林である「ながさき水源の森」を対象とした手入れ不足の人工林における間伐の実施による針広混交林への誘導、風倒被害林の伐採・整理、県民参加による森林づくり活動の支援等	500円	なし
秋田県	秋田県水と緑の森づくり税	H20	生育の思わしくないスギ人工林の針広混交林への誘導、環境教育の場として利用するための里山林の整備、松くい虫被害を受けた松林の整備、県民提案による森づくり活動への支援等	800円	なし
茨城県	森林湖沼環境税	H20	荒廃した森林のうち水源かん養機能等を高度に発揮すべき森林における間伐の実施、平地林・里山林の整備、県産材利活用の推進、県民協働による森林づくりの推進等	1,000円	なし
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20	公益的機能の発揮が求められているにもかかわらず荒廃している人工林における強度間伐の実施、人家等周辺の里山林の整備、県民による森林づくり活動への支援等	700円	なし
長野県	長野県森林づくり県民税	H20	集落周辺の里山林における間伐の実施や、間伐を推進するための地域主体の取組への支援、人材育成を行う事業体への支援、市町村の森林づくり施策への支援等	500円	なし
福岡県	森林環境税	H20	長期間放置され荒廃した人工林の間伐、伐採後植林しないまま放置されている林地への広葉樹の植栽、ボランティア団体・NPO等による森林づくり活動への支援等	500円	なし
佐賀県	佐賀県森林環境税	H20	荒廃した人工林の強度間伐による針広混交林への誘導、市町による荒廃した森林等の公有林化による管理の推進、県民等による荒廃した森林を再生する取組への支援等	500円	なし
愛知県	あいち森と緑づくり税	H21	奥地や公道沿いなど林業活動では整備が困難な森林の間伐、県民や地域との協働によるモデル的な里山林の整備、都市の貴重な樹林地の公有化による保全等	500円	なし
横浜市	横浜みどり税	H21	緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、公有地化等樹林地・農地の保全、緑化の推進、維持管理の充実による緑の質の向上、市民参画の推進等	900円	なし

注：ただし、表中、横浜市は個人市民税による。

また、個人県（市）民税のほか、法人県（市）民税について均等割額の3～11%相当額の範囲内で課税されている（ただし、神奈川県はなし。高知県は個人県民税と同額の年額500円。）。

出典：林野庁資料を元に加筆

注：愛知県／あいち森と緑づくり税

愛知県では、平成 18 年 5 月に「森と緑づくり税制検討会議」を設置し、県の森林と緑の減少を踏まえて、これからの森と緑づくりのための新たな施策とその費用負担のあり方について検討された。その報告を受け、県民意見募集を経て、平成 20 年 3 月に「あいち森と緑づくり税条例」と「あいち森と緑づくり基金条例」を制定した。また、有識者等で構成する「あいち森づくり委員会」の意見を聴いて「あいち森づくり事業計画」を策定した。

こうして、平成 21 年度より、個人県民税の均等割に年間 500 円を上乗せ、法人県民税の均等割額の 5%相当額を上乗せしている。税期間は 21 年度からの 5 年間としており、あいち森と緑づくり事業に 21 年度からの 10 年間で取組むこととしている。

なお、あいち森と緑づくり事業による整備事業としては、森林整備事業、里山林整備事業、都市緑化推進事業があり、このうち名古屋市は里山林整備事業、都市緑化推進事業に該当している。

表 5 あいち森と緑づくり税

課税の方法	個人市民税	均等割に年間 5 0 0 円を上乗せ
	法人市民税	均等割額の 5 %相当額を上乗せ
税期間	5 年間	
税收規模	年間約 2 2 億円（初年度約 1 5 億円）（個人 1 8 億円、法人 4 億円）	
基金への積立	あいち森と緑づくり基金	
使途	あいち森と緑づくり事業（平成 2 1 年度から 1 0 年間） （森林整備、里山林保全、都市緑化、森と緑づくりのつながる取組み）	

参考：愛知県ホームページ

4-2. まとめ

森林・水源環境税は、森林保全事業が広域にわたるものであることから、県レベルで導入が進められている。政令指定都市としては、横浜市が導入している。

多くの県では5年間の措置としている。平成15年度に導入した高知県、平成16年度に導入した岡山県、平成17年度に3年間を期間として導入した鳥取県では、既に第1期を終えており、事業内容の見直し等について検討を行った上で、それぞれ平成20年度から5年間延長している。

いずれも住民税（神奈川県のみ法人県民税への課税なし）に一定額を上乗せするという超過課税方式で実施されているが、負担のあり方に相違がある。

全国に先駆けて制度化した高知県では、個人県民税と法人県民の均等割額に、それぞれ年額500円と同額を上乗せ（超過課税）している。

高知県に続いて導入をした岡山県では、個人県民税の均等割額に年額500円を上乗せし、一方で、法人県民税については、標準税額の一定率を加算した額（均等割額の5%相当額（資本等の規模に応じて1,000円から40,000円））を超過課税している。平成21年度から導入した愛知県をはじめとして、全国的に、これに準じた方式が多く採用されており、個人県民税の超過分は300円から1,000円までの範囲内、法人県民税の税率については3%から11%相当額の範囲内で課税されている。

神奈川県では、その名称に「水源環境保全・再生のため」と明記しており、個人県民税の均等割に300円を加算し、所得割額として所得の0.025%を超過課税している一方で、法人に対しては負担のない制度としている点が特徴である。

このように、課税対象や負担のあり方については、若干の相違がみられるものの、その内容については、ほとんどの自治体で、森林のもつ公益的機能の重要性にふれながら、その恩恵を享受している県（市）民に対して負担の理解を求める形で課税することとされている。また、外形的には普通税でありながら、森林環境保全等に用途を明確するために、税収相当額を積立てて管理するための基金を設置して、一般財源とは区分して管理する自治体が多い。

これらの独自課税は、県（市）域内の森林整備等の財源に充てられるものであるため、圏域外の水源地における森林保全等、圏境・圏域を越えた課題には別の取組みが求められることとなる。また、仮に県と市で導入するとした場合には、いわゆる二重課税の問題や、税負担に対する整備事業量のバランスについて調整が必要となる。

4-3. 参考：ヨーロッパ諸国における水管理組織と課徴金制度

水質保全をはじめとする環境政策における経済的手法の活用については、多くの国でも共通する課題であり、前章でみた日本における住民税の超過課税方式による森林・水源環境税の実施のほかにも、諸外国において、それぞれの国や地域の実情に応じて様々な形で取組まれている。

ここでは、水に関わる税・課徴金の導入事例の多いヨーロッパ諸国における水管理組織と課徴金制度について取上げる。

(1) イギリス（イングランド及びウェールズ）

イギリス（イングランド及びウェールズ）では、従来、およそ 1,600 もの水道企業体と 27 の河川管理庁（RIVER AUTHORITIES）およびテムズ&リー河川管理委員会（WATER CONSERVANCY）があった。

これが、1973 年制定の水法（WATER ACT）によって、10 の地域水管理公社（WATER AUTHORITY）に流域単位で再構成され、水道供給、水資源の開発、下水処理、水質管理等についての総合的な管理が行われるようになった。

その後、1989 年水法において、水管理公社は各流域エリアを管轄する 10 の民間企業に引き継がれ、民営化された。いわゆる上下水道事業の民営化である。水管理公社は上下水道のみを行うこととなり、水管理の規制業務は全国河川管理公社（NATIONAL RIVER AUTHORITY：NRA）が担当することとなった。

またその後、1995 年環境保護法を通じて、各種環境施策を一元的に管理する組織として、環境庁（ENVIRONMENT AGENCY）が設置された。これに伴い、全国河川管理公社は廃止され、その権限は環境庁に移されている。

こうした中、1991 年の水資源法に基づき、国家予算から賄われていた許認可手続きやモニタリング等の管理費用を調達するための手段として、現在の直接排水にかかる課徴金制度が導入された。許可権者は、制度導入当初は全国河川管理公社であったが、1995 年環境保護法の導入に伴い、環境庁に移管されている。

また、間接排出事業者にも排出課徴金が課せられている。この課徴金は、公共下水道に事業場排水を排出している施設すべての占有者を対象としており、関係する下水道事業者を通じてその排出の処理に係る料金を徴収している。

(2) フランス

フランスでは 1964 年水質保全法（水の流況、配分及び水の汚染防止に関する法律）の施行に伴い、地方行政組織の改革が行われ、流域単位での水管理制度が導入された。具体的には、全国を 6 つの大流域の単位に区分し、それぞれの流域に「河川流域委員会」と「水管理庁」が設置されるようになった。これは従来、水資源利用に対して別々の管理が行われていたものを 1 つの機関を作ることによりまとめ、この機関に経済的な役割を持たせることを意図したものである。

その後、1992 年水法で、総合的な水管理を行うための法的仕組みとして、流域レベルでの水管理基本計画（SDAGE）と、その下位レベルの小流域における計画（SDGE）による 2 段階の計画手法が導入された。

河川流域委員会は、地方で選出された公務員が議長を務め、水管理基本計画（SDAGE）を準備・採択し、質的および量的に調和の取れた水管理のための基本的な方向性を確定する。

水管理庁は、公共用水域からの取水料金と排水課徴金を徴収し、これを原資として、水資源の保全、水質汚濁防止に対して経済的な援助（補助金と貸付金）を行っている。フランスの課徴金はこのような経済的な援助事業を実施するための財源調達を目的とされたもので、直接的手段を補完する位置づけにあたるものである。

（３）ドイツ

ドイツでは、1976 年水管理法の第 4 次改正において、統一的な直接規制として排水の「最低要求基準」（技術水準）が初めて導入されることとなり、別途成立した排水課徴金法によって、直接規制を補完する経済的手法として「排水課徴金制度」が並行的に導入された。

直接規制は、連邦政府が排水令で定める「最低要求基準」及び州政府が排水者に与える「排水許可証」が柱となっている。

ドイツの排水課徴金制度は、水の分野で唯一ドイツ全土に適応されている環境税であり、州政府が徴収し、水質の維持保全又は向上に係る措置に充てられる。公共用水域に直接排水する直接排出者が支払義務者とされ、間接排出者（家庭污水等自治体の下水処理施設を通じて間接的に排出を行うもの）は課徴金納付義務から除外され、代わりに自治体が課徴金支払い義務を負う。

課徴金額は、各排出者の汚染単位数に比例し、最低要求基準を満たした排水に対しても課せられている。この汚染単位数は、州政府が排水者と個別交渉して与える排水許可証に基づき決定されるもので、許可証に記載された排出量よりも減少される場合には、減少分だけ課徴金負担額を減らすことができ（事前申告が必要）、逆に超過した場合には、課徴金負担額は増加する。

このようにして、ドイツの課徴金は、排出者に対する経済的インセンティブという、直接規制とは異なる作用によって、直接規制の補完的役割を果たしている。

また、課徴金額は連邦内全て均一とされており、課徴金の地域格差により、課徴金の安い地へ企業が移るのを防止している。

（４）まとめ

水管理（行政）組織については、イギリス（イングランド及びウェールズ）では、環境庁が一元的に管理を行っているのに対して、フランスの場合は、全国を 6 つの流域単位に分けて管理し、ドイツでは、連邦政府が枠組みを制定し、具体化は州政府が行う形となっている。

課徴金制度については、イギリスでは、環境管理費用の回収が導入の目的とされているのに対して、フランスでは、水資源の保全・水質汚濁防止に対する財源確保、ドイツでは水質の維持保全・向上に対する経済的インセンティブを目的として導入されている。

表 6 水管理組織と課徴金制度

国名	管理組織	導入の目的・使途
イギリス（イングランド 及びウェールズ）	環境庁 （上下水道事業は民営化）	環境管理費用の回収
フランス	6つの流域単位で管理	水資源の保全、水質汚濁防止に 対する財源確保
ドイツ	連邦政府、州政府	水質の維持保全又は向上に対 する経済的インセンティブ

<参考文献>

- （財）自治体国際化協会「CLAIR REPORT NUMBER 077」（1993年8月）
 環境省「水質保全分野における経済的手法の活用に関する検討会報告書」（2004年7月）
 藤木 修「水質保全のための流域管理—日本・米・欧の比較—」（「国総研講演会講演集」2007
 年11月）

第5章 木曽川流域における上下流交流活性化プロジェクトの実施

名古屋地域の水源となる木曽川上流域では、過疎化等により貴重な森林資源の保全が困難になりつつある。こうした現状は水を通じて恩恵を受けている下流域にとっても共通の課題となっている。

木曽川流域でも、流域の暮らしと良好な水質を守るために、さまざまな交流活動が展開されているが、そうした上下流の多様な活動主体との連携を促進させる新しい仕組みの一つとして、「流域市民放送局」を中核に位置付けて取組んだ社会実験プロジェクト、それがこの流域市民放送局による「上下流交流活性化プロジェクト」である。

5-1. プロジェクトの概要

これは、名古屋のNPO法人ボランティアネイバーズが、名古屋市と長野県木祖村の推薦を受けて、当センターと連携して取組んだプロジェクト（「平成21年度地方の元気再生事業」（注））である。

プロジェクトの組み立てにあたっては、次の課題認識に立っている。

- ① 木曽川流域の自然環境を保全し、健全な水循環を確保する必要がある、そのためには上流域である農山村の経済基盤の強化が不可欠であること。
- ② 上流地域と下流地域の人々の往来や地元産品の流通、生きた情報のやりとりを一層活性化させる必要があること。
- ③ より現地に密着した活性化を進めていくためには、流域の住民が自ら情報発信を行う、市民運営のメディアの構築が必要であること。

これらを具体的に展開していく仕組みとして、まず、市民運営により事業を展開する拠点を設置し、市民自らが情報発信を行うとともに上下流の生きた情報が行き交う「プラットフォームの構築」を事業の中核に位置付け、広く情報発信を行うことができる新しい市民メディアとして「インターネット放送」を採用した（＝①「流域市民放送局」の開局）。

また、上下流の経済的交流を活性化させる社会実験として、流域内で生産加工された産品の流通の促進と拠点販売の展開に取り組む（＝②「流域メッセ木曽 ICHIBA(市場)」の開設）とともに、流域・水源環境の保全と活性化に向けて、上下流の代表が本音で意見交換できる交流の場を設ける（＝③「流域塾」の開講）こととした。

これら3つが柱となって、相互に作用しながら展開されたのが、この上下流交流活性化プロジェクトである（図19）。

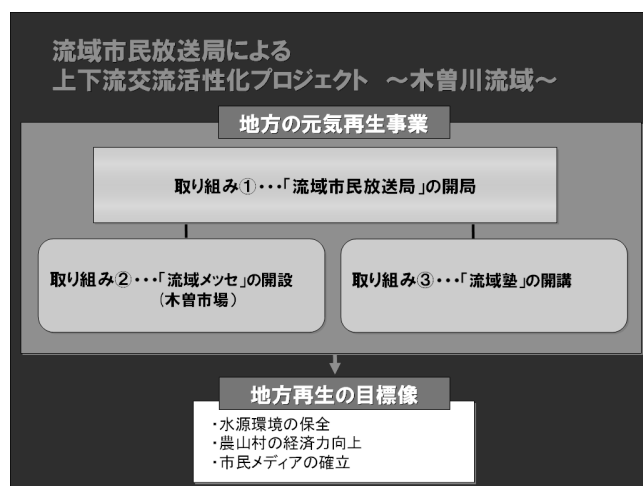


図19 プロジェクトの展開イメージ

注：政府（内閣府）が、持続可能な地方再生の取組みを抜本的に進めるため、地方公共団体やNPO等による地域活性化のためのプロジェクトを立ち上がり段階から包括的・総合的に支援するものとして、平成20年度より創設した制度である。

5－2．流域市民放送局の開局

広く情報発信を行うことができる新しいメディアとして「インターネット放送」を採用することとし、流域の生きた情報を定期的に取り編集してインターネット上で映像配信する放送局「流域市民放送局（RCBC）」（<http://www.kiso-ryuikinet.jp/>）を開局した（図20）。

これは、木曽川を通して人やもののつながりを豊かにするために、インターネットで映像配信をする市民運営によるインターネット放送局であり、市民が撮影し、編集したビデオ映像をはじめ、市民記者を活用していろいろな地域情報を伝えていく社会実験として開局したものである。

（1）放送体制及び放送内容

開局にあたっては、放送設備や拠点施設の整備が課題であったが、名古屋の地元ケーブルテレビ局であるスターキャット・ケーブルネットワーク（株）の協力を得て、名古屋市中区伏見にある同社放送スタジオの放送施設内に編集スタジオを構えることができた。また、コンテンツ制作や放送運営にあたって同社の協力を得られることとなった。これらのことは放送展開の上で、とても大きな助けとなった。



図20 流域市民放送局（RCBC）ホームページ
<http://www.kiso-ryuikinet.jp/>

番組の案内役、カメラ撮影、機材操作等は、放送サークル活動等を通した淑徳大学の学生約 40 名、CATV 放送関係者等の協力を得て、上流域の木曽広域連合ケーブルテレビとコンテンツ制作で連携する等、市民、行政、企業、大学、各種団体等たくさんの方々が力を合わせて市民運営のメディアとして実現したというのが大きな特徴である（写真 3）。

放送は、平成 21 年 10 月 3 日の試験放送を経て、10 月 10 日より本格放送を開始、各回 6 ～ 8 名程度のスタッフが番組編集にあたり、週 1 回土曜日に、定期的にコンテンツの更新が図られた。

番組は各 15 分程度で構成され、木曽の特産品や生産者の様子、上流域の暮らし、まち自慢や人材の発掘、流域で開催されるイベント情報、流域住民から募った市民記者が携帯電話で撮影した投稿映像等を取上げている。

市民記者は、携帯電話のカメラ機能を使って、木曽流域の自然、風景、祭り、イベント、人物を撮影し、解説を添えて投稿いただく住民参加型の新しい仕組みである。木曽川上・中流域の住民等から幅広く募集し、登録をいただいたのが 7 人、そのうち投稿、現地情報をよくお寄せいただけた方が 3 人～4 名と半分程度であった。また、放送局側から取材撮影をお願いした方 9 名を含めると計 16 名（平成 22 年 1 月時点）の方に活動いただいたものである。



写真 3 R C B C 収録の様子

また、源流から中流域までの木曽川の様子を、シリーズ「これが木曽川だ！」として映像で特集することで、別番組により分かりやすく紹介している。これについては、木曽川の姿を知る他にない貴重な映像資料として今後の幅広い活用が期待できるものとなった。

(2) 実施結果

こうした新しい社会放送を、市民、行政、企業（上下流域のケーブルテレビを含む）、大学、各種団体等、たくさんの方々が力を合わせて実現できたことに一定の成果が認められる。

また制作されたコンテンツは定期放送 15 本（準備放送含めて 16 本）、シリーズ映像「これが木曽川だ！」15 本、流域塾記録映像 3 本と充実したものになった（平成 22 年 2 月末現在）。

平成 22 年 2 月末時点の視聴状況は、アクセス数 4,923 件、ページビュー 16,263 件である。1 月以降、ページビューの件数が落ちているが、これは年末年始期間等により、コンテンツ更新の告知 PR が十分に行えなかったことが影響していると考えられる。

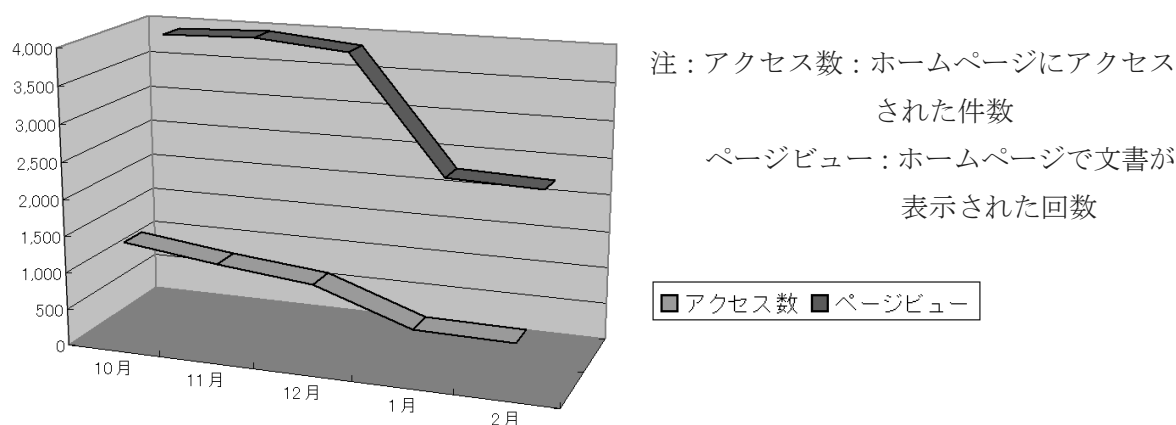


図 21 アクセス数、ページビューの推移

インターネット放送は、テレビのように何気なくスイッチを入れて視聴するというものではなく、パソコンを起動し該当ホームページにアクセスしなければ視聴されず、動機付けとしては一段階積極的な行為が必要となる。そのため、コンテンツ更新時の告知等をどのように、どの程度行うかによって、視聴件数は大きく変化すると考えられる。

一方、その気になれば誰でも視聴できるという新しい情報発信メディアであり、いろいろな活動団体等のホームページと相互にリンクを貼る等して展開していくことで、簡便に視聴機会を増やして、情報発信性を飛躍的に高めていくことができる、可能性のあるメディアでもある。

流域環境を考えていく上では、まず地域住民に目を向けていただくことが大切である。今回活動に参加した者の中にも、「プロジェクトへの参加を通して、これまで知らなかった木曽川流域について知り、流域の課題について考えるようになった」と、自らが放送番組の中でふれているように、放送としては、何よりも多くの方に、番組を通して木曽地域や河川環境、森林資源等に関心を持っていただくことが大切であり、そのためには、見る人の立場になって、その声をキャッチし、常に求められる内容としていく努力が大切になる。

5-3. 流域メッセ木曽 ICHIBA（市場）の開設

（1）流域メッセ木曽 ICHIBA（市場）の取組み

上下流の住民の交流や木曽川流域で生産・加工される農産物、特産品等の流通を促進するものとして、これまで各地で物産展が展開されてきたが、多くは名古屋市をはじめとする下流市町等で開催するイベント等の際に、ブースを設けて販売・展示を行なうもので、短期間での展開がほとんどであった。

そこで、この事業では名古屋市内に拠点となる「共同アンテナショップ」を展開し、一定期間にわたって市場調査と事業化の可能性を探るものとして取組まれた。それが「流域メッセ 木曽 ICHIBA（市場）」である。

場所は名古屋市西区浄心にある名古屋市住宅供給公社の空き店舗を活用し、広さ約 80 ㎡、地下鉄浄心駅 6 番出口からすぐ、市バスのバス停前の幹線に面した立地である（図 22、写真 4）。



図 22 位置図



写真 4 外観

平成 21 年 10 月 10 日に開設し、平成 22 年 2 月までの約 5 ヶ月間にわたり、長野県木祖村等 6 町村からなる木曽広域連合、中津川市、下呂市等の媒介・紹介を受けた生産者の農産物、特産品の販売・展示と、観光ポスター・パンフレット等の掲示、観光・広報が行われた。

営業時間は午前 10 時から午後 6 時までの平日で、商品棚（90cm×180cm×60cm）8 棚、冷蔵ケース 2 個が設置され、販売品目数は 200 種を超えた。また野菜は、毎週水曜日に取れたての野菜を並べる「野菜市」として販売された（写真 5）。

メッセの販売運営は、地元百貨店の O B の方 2 名を中心として地域のボランティアの協力を得て取組まれた。

販売方式は、委託販売によるものとしており、売上はすべて生産者のものとされることにより、単に生産者の方が経済的に潤うということだけではなく、貴重な市場調査の機会を提供しようとした取組みである。



写真5 店内の様子

木曽川が縁 西区に特産品販売店

新鮮な野菜や木製品など木曽川上流部の特産品が並ぶ店内。西区の「木曽ICHIBA」で

ポランタリーネイバ、中津川、下呂両市から一ズが、長野県木曽村、特産品を取り寄せて開など六町村でつくる木 店。木工品や「ねこ」鰻広域連合や、岐阜県と呼ばれる防寒着、

(日下部弘太)

水を通して恩恵を受けている木曽川上流域との交流を増やし、同地域の活性化につながるよう十日、西区浄心に特産品販売店「木曽ICHIBA」がオープンした。東区のNPO法人ポランタリーネイバズが運営し、二月末までの平日に開く。市場調査も行い、事業化の可能性を探る。

ICHIBA 鮮度一番



ジャム、そば、漬物とも週一、二回販売する食品など約百種。朝採り野菜、この日は百以上ある。



長野、岐阜と地域交流の輪

つた野菜がほぼ完売し「思った以上の滑り出し」と大西光夫理事長。近く的主婦大宮照代さん(68)は野菜を見て「きれいな色してるね」。一緒にあったドリンクりを懐かしそうに手に取っていた。地下鉄浄心駅西にあり、営業時間は午前十一時後六時。流域住民や大学生ボランティアにより、情報を発信するインターネット放送も実施している。これらの取り組みは内閣府の「地方の元気再生事業」に選ばれている。◎同店「電(523) 0571」

出典：中日新聞紹介記事(平成21年10月11日)

（２）実施結果

これまでアンテナショップは一の市町村により展開されてきたものが多いが、この流域メッセでは、イベント時等に開設される物産展のように、複数の流域市町村の参加を得て一定期間展開された共同型アンテナショップであるのが特徴である。出展者側の上流市町村に対して、これまでとは違う環境で市場調査できる貴重な機会を提供することができたものとする。また、木曽川流域の商品がメッセで共同展開されることから、「ブランド化」への動きにつながる試みであると評価できる。

全体を通しては、やはり「野菜市」は人気があり、産地から直送される新鮮な野菜は、産地が分かり、安心して良いものとして特によく売れていた。野菜（きのこ類、イモ類を除く）については、期間中で5,600個数以上を売り上げている。野菜の品数が少ない冬場の事業展開であったが、午前中ではほぼ売れ切れ、少し残ったものが午後と翌日に売れていった。

一方で、名古屋では一般にはあまり見かけない品物について、説明を聞いて料理の仕方、使い方が分かって購入される例も多かった。具体的には、新聞メディア等に取り上げられたことを受けて南木曽の「ねこ」と呼ばれる防寒着（写真5）に関心を持たれた方があるほか、木曽ならではの漬物（赤かぶ等）や木曽ヒノキ関連の製品、木工品でもその素材が珍しい材木からできているようなものについても反響があった（図23）。

売上順位	品 名	売上個数	出品市町村
1	かいだそば	4 5 1	木曽町
2	赤カブ漬け	4 4 1	大滝村
3	切り餅	1 3 1	中津川
4	ポップコーン（後出写真17）	1 3 0	中津川
5	甘酒	1 2 0	木祖村

図 23 売上個数上位の品目

客層としては、地域環境による影響もあると思われるが、野菜市以外の平日では、地域の高齢者が大半を占めており、そのほか子育て世代の方や、近隣のサラリーマン等の利用がみられる。

また、メッセに来店されたお客様数については、野菜市を開催する毎週水曜日（10月10日開店日を含む）は期間中の平均で122.3名／日の来店があり、それ以外の平常時は24.2名／日であった（図24）。

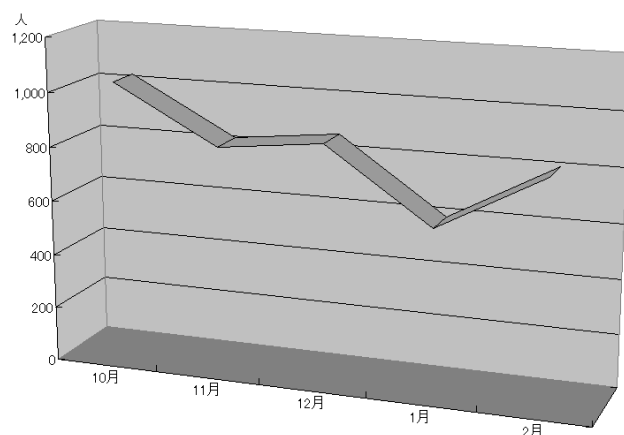


図 24 メッセ来店数の推移

お客様の中には、「もう少しこうしてもらいたい」等というように、オーダー型の注文もみられ、「そうしたニーズに、どのように応えていくことができるか」というところに展開のヒントがあるように思われる。

今回の流域メッセでは、野菜等の運搬にあたっては、木曽地域については名古屋地域に出張所やアンテナショップを有する木祖村のご協力をいただけたほか、中津川市については自家用車による持ち込みが可能な方に中心となっていたことができた。しかし、一般に運送コストを考えた場合には、一度の運送で一定量を処理することが求められるとともに、運送手段のない生産・加工者にとっては、他の運搬機会に「相乗り」させていただくことが必要になる。

また、今回の事業は主に寒冷期を中心に展開されたものであったが、保冷できる運送・保管手段を用意することは困難であることから、温暖期においては、野菜の鮮度を保つ上で早朝に輸送し販売する、いわゆる「朝市」のスタイルで展開せざるを得ないとも考えられる。

このように拠点を構えて販売に取り組む場合には、物流の仕組みの確立が課題となり、上中流域の生産者から集荷を行う拠点的な連携と下流域までの共同した効率的な配送の流れの仕組みが必要となってくる。また、そうした物流の仕組みを確立していく上では、その前提として（裏返しとして）、下流域には、一定期間に限られた事業展開ではなく、継続した取り組みとして展開されていくことが期待されると考えられる。

流域メッセの取り組みは、単にそこで物がたくさん売れることだけを目的としたものではない。木曽川流域の産品を購入されることを通じて、下流域の皆様にも、その生産地である上中流域に関心を向けていただくことが大切であり、何より産地である上・中流域へ足を運んでいただくきっかけ作りとなることを期待したものであったが、これについては、この間、多くの新聞・報道等で紹介がなされ、一定の役割を果たすことができたと評価することができる（記事参照）。しかし、周辺地域への浸透やブランド化の下地としての連携協働による効果の高まりを考えた場合、展開期間として5カ月弱というのはやや短い感があった。継続して取り組める枠組みの構築が期待される。

（参考）

下流域に拠点を設けて展開するものとして、これまで、水源地である長野県木祖村と、中流に位置する岐阜県中津川市が名古屋市内にアンテナショップを展開している。

木祖村は、平成20年11月23日、名古屋市昭和区桜山商店街の「さくらやまーけっと」にアンテナショップを開設している。これは、商店街空き店舗の改装工事がきっかけとなり生まれた交流で、桜山商店街とのコラボレーションにより、木祖村の特産品販売はもちろん「木祖村情報発信の場」として活用され、主に商品開発を目的とした展開が図られている。

また中津川市は、平成20年10月10日から12月の3か月間、中区JR金山駅前のアスナル金山にアンテナショップを開設し、栗きんとんや和菓子、そば、お茶、木工製品など各種特産品の販売と、展示、観光案内・情報発信を行った。

5-4. 流域塾の実施

行政の担当者、大学の研究者、流域交流に取り組む市民等が参加して、流域水源環境の保全や活性化について考え、本音で語り合う“意見交換と交流の場”として設けられたものであり、その様子は、流域市民放送局の生放送番組として、インターネット配信（実況放送）されている（アーカイブズコーナーでも視聴可能）。

名古屋工業大学大学院の秀島栄三准教授を塾長にお迎えして、全3回実施された。毎回ちがった放送形態で実施されている。

（1）第1回流域塾：平成21年10月24日（土）

名古屋市中区伏見のスタジオをメインスタジオとして、名古屋市の山田副市長、長野県木曽町の唐沢副村長、流域メッセ木曽 ICHIBA の鈴木店長をお招きし、長野県木曽町の「ふるさと体験館」（注1、写真6）と名古屋市緑区鳴海配水場の「エコ市」会場（注2）の中継を挿みながら、意見交換を進めていった。

その中では、開店して10日ほど経った「流域メッセ木曽市場」や「野菜市」の様子、お客様の反響、メッセに期待する役割や課題、展望等について意見交換がなされ、さらに「単にものを売るだけではなく、人のつながりが大切であると感じたこと」「情報が行き交うとともに人が移動し交流することで流域全体の活性化につながってほしいこと」、「上流域と下流域がいろいろな相互関係の中で学び合い、互いに刺激し合って触発されていくこと」等について話し合われた。開局記念放送として、実施したものである。



写真6 木曽の中継（ふるさと体験館）



写真7 名古屋メインスタジオ

注1 ふるさと体験館きそふくしま

廃校になった旧黒川小学校の昔懐かしい木造校舎を改造した体験型施設で、ソバの栽培とソバ打ち、豆腐づくり、わら細工等、さまざまな農業体験・林業/木工体験ができる。特に、木曽ヒノキを使い、材木の切り出しから行うコースもある木工体験や草木染めは人気がある。郷土料理レストランや特産品販売も行っている。

注2 エコ市

名古屋市上下水道局主催による上下流交流イベントで、より安全でおいしい水をめざす

「名水プロジェクト」のひとつとして、水源保全への理解を深めることを目的に、物産販売等を通じて、水源地域から伊勢湾までの流域内における交流・連携の推進を目指す取り組みである。水源地域である木曽広域連合、下呂市をはじめとする流域市町村の参加を得て、平成18年度より実施されている。

(2) 第2回流域塾：平成21年12月13日(日)

市民団体や大学、行政等で組織した実行委員会(名古屋都市センターを含む)の企画運営で、木曽川の上流地域と下流地域の人々がインターネットで交流する社会実験「インターネットフォーラム」として実施された(写真8、9)。



写真8 第4回実行委員会の様子
(平成21年10月20日)

このフォーラムは、インターネットによって流域の人たちをつなぎ、相互交流を深めていくことを通じて、水の大切さ、環境保全、地域のつながりの重要性について考える機会としようとしたものである。

上流域の木曽町日善公民館(木曽会場)と下流域名古屋の名古屋学院大学白鳥学舎(名古屋会場)の両会場をメイン会場として、このほか名古屋上前津サイトを含む3会場をインターネットテレビ(WEB会議システム)で結び、各会場

平成21年度地方の元気再生事業「流域コミュニケーション推進局による上下交流活性化プロジェクト」第2回流域塾

木曽川

木曽川がつなぐ山とまち インターネットフォーラム

日時/12月13日(日)
13:00-15:00(12:00開場)
名古屋会場：名古屋学院大学白鳥学舎
木曽会場：木曽町日善公民館

2つの会場をつなぎ、クイズ合戦、音楽演奏、ビデオ上映、座談会...
名古屋会場では、木工体験や物産展も！ぜひ会場ください。

●このフォーラムは木曽川の上流地域と下流地域の人々がインターネットで交流する社会実験です。
●交流を通じて、木曽川の自然が保全され、上流地域も下流地域も元気になることを願っています。
●このフォーラムは市民が運営している「水曽流域市民共選局」でインターネット生放送です。是非ご覧ください。

2010年は、名古屋開港400年
名古屋開港400年

アクセス <http://www.kio-jyokinet.jp/>
<http://www.horikawa-kiojyokinet.jp/>

主催/木曽川がつなぐ山とまちインターネットフォーラム実行委員会・特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ

写真9 チラシ(左：表面、右：裏面)

木曽川の上流の仲間と下流の仲間が インターネットであつたよ!!

200km近くも離れているのに、インターネットで顔を見ながらお話しできるのもスゴイけれど、お互いのことを理解し合えるのもっとスゴイことなんだ。木曽と名古屋をインターネットでつなぐ社会実験「インターネットフォーラム」では、そんな「スゴイ」をみんなに体験してもらいたい。どんな参加してね!

名古屋会場

開場：13:00
開演：13:30
会場：名古屋学院大学白鳥学舎
新介ビデオ
お笑い：釜田大さん、快楽音楽メドレー
観劇：平松八江子さん(おしゃべりピアニスト)
子供参加：大山中学校の木曽体験学習報告

木曽会場

開演：13:30
会場：木曽町日善公民館
大曾の紹介ビデオ
開演：13:30
観劇：平松八江子さん(おしゃべりピアニスト)
子供参加：大山中学校の木曽体験学習報告

名古屋会場ブース

木曽ひのきの手作り(体験コーナー)12時~
天然の木曽ひのきの樹を数(かん)ででっかくて、誰でも簡単にひのきの葉が作れます。出来上がったひのきの葉は、お湯の中に入れてひのきの葉の色が染み入ります。お湯の中に入れてひのきの葉の色が染み入ります。お湯の中に入れてひのきの葉の色が染み入ります。

堀川

堀川正則の堀川クイズ
堀川クイズクラブ
堀川クイズクラブ
堀川クイズクラブ

日親子ども会子ども会

木曽町日親地区の小学校より参加から
木曽町日親地区の小学校より参加から
木曽町日親地区の小学校より参加から

みんなおいで!!

木曽町日親地区の小学校より参加から
木曽町日親地区の小学校より参加から
木曽町日親地区の小学校より参加から

インターネット座談会

名古屋会場：名古屋学院大学白鳥学舎
木曽会場：木曽町日善公民館
堀川会場：堀川町日善公民館

みんな公共交通機関で来てね!!

名古屋会場：名古屋学院大学白鳥学舎
木曽会場：木曽町日善公民館
堀川会場：堀川町日善公民館

で実施されるイベントの様子（音声や映像）が相互に同時中継されるのと同時に、生番組としてインターネット配信を行った（写真 10、11、12）。

流域塾としては、下流の名古屋会場に名古屋市の山田副市長と秀島塾長を、上流の木曽会場に長野県木曽町の田中町長と職業能力開発校「木匠塾」の中川事務局長をお迎えし、200km 近く離れた遠隔地をインターネットで結んで、木曽川流域の活性化に向けた課題と展望等について意見交換を行った（写真 13、14、15）。

その中では、「山を守るためには、樹を育てていくだけでなく、育った樹が流域で製品として消費されていかなければならないこと」、また「それに携わる技術者や人材の育成が求められていること」、「上流側の情報が下流側に伝わるとともに、下流側のニーズや声为上流側に届くことで、製品のデザイン性や新しい味付け・工夫に生かされていくよう期待したいこと」、「そのためには、こうしたインターネットフォーラムの取組みをはじめとした上下流域の交流や情報交換をさらに深めていくことが大切であること」等について話し合われた。



写真 10 テレビ画面による意見交換の様子



写真 11 木曽会場の様子



写真 12 箸作り体験コーナー（名古屋会場）



写真 13 流域塾の様子（テレビ画面）



写真 14 山田副市長（左）と秀島塾長（右）



写真 15 田中町長（左）と木匠塾中川氏（右）

長野県木曽町と名古屋
木曽川水系上下流の
市をインターネットで
つなぎ、水源保護や川
の浄化について意見を
交わす「木曽川がつな
ぐ山とまち インター
ネットフォーラム」が
十三日、開かれた。
関係する市民団体や
大学、行政などで実行
委員会をつくって企
画。木曽川の恵みを受
ける両市町の交流を目
的に、インターネット
テレビで同市熱田区熱
田西町の名古屋学院大
白鳥学舎と木曽町の日
義公民館などをつない
だ。
流域でまちづくり活
動に参加している子ど
もたちは、互いに学習
の成果を発表。犬山市
犬山中学校の生徒たち
は「人と人の交流も生
んできた木曽川をこれ
からも大切にしたい」
と訴えた。
名古屋市の山田雅雄
副市長や木曽町の田中
勝巳町長らによるイン
ターネット座談会もあ
り、上下流での情報交
換の重要性を確認し合
った。

木曽川上下流結び
水問題ネット会議
長野・木曽町と名古屋



インターネットテレビで
意見を交わす子どもたち
＝名古屋市熱田区で

出典：中日新聞紹介記事（平成 21 年 12 月 15 日）

また、当日はインターネット配信のほか、名古屋会場に木曽の特産品販売コーナーや木曽ヒノキの著作体験コーナーも設置され（写真 12）、3 会場で約 150 名の方に参加いただき交流を深めた。

（3）第 3 回流域塾：平成 22 年 2 月 6 日（土）

中流域の中津川市（健康福祉会館）を会場に、流域コミュニケーション放送局による上下流交流活性化プロジェクト及び流域塾の総括として実施したものである。

流域市町村の代表として、中津川市の犬山市長、木曽広域連合の田中連合長（木曽町長）、栗屋副連合長（木祖村長）、下呂市の野村市長、名古屋市の山田副市長等にご出席いただき、今回のプロジェクトによる取組みをはじめとして、木曽地域の流域活動をさらに発展、持続させていくための交流の仕組みと展望について意見交換を行った（写真 16）。主な意見交換内容は次のとおりである。

① 流域放送局について

- ・ 新しいメディアとしてのインターネット放送への課題と期待。
- ・ 放送する側と受ける側のコミュニケーションや上流と下流のコミュニケーションが、双方向ですすめられ、相互理解を深めていけるようにしたいこと。
- ・ そのためには、上流域の人々の日頃の暮らしぶりや木曽の山川や都市部との関わり等、上流域からの一層の情報発信が大切となること。
- ・ こうした情報の発信が人の移動、交流につながっていくこと。

② 流域メッセについて

- ・ 経営コストや市場調査の効果として、バラバラに取り組むより、木曽流域地域全体として取り組むことで、効果的な展開が期待できること。
- ・ 今後、継続して取組まれる仕組みができることで、連携した集配や木曽川流域ブランドを作るといった方向での展開も期待したいこと。
- ・ 木曽、中津川、下呂という木曽流域を舞台とした観光と、流域地場産品の地域ブランドのつながりから、下流から上流への人の移動や人の交流が増やせるとよいこと。

③ 流域活動に携わる人材の育成や確保について

- ・ 下流域との交流の中で、若い世代の方々が現地を訪れ、農業、林業への関心を深めていただきたいこと。
- ・ そうした若い世代に期待するとともに、会社から社会活動にシフトしていく団塊の世代を含む高年層の方々の活力に期待したいこと。
- ・ 上流生産者の方々を中心に、伝統工芸品等に対して、外部のデザイナーや販売部門の方々に入っていただき、商品性を高めていく動きが始まりつつあること。
- ・ 伝統工芸に関心を寄せていただける方がある一方で、それが生活として成り立っていくことが困難であること。
- ・ 後継者ができて技術が伝わっていくように、そうした社会活動に意欲のある方々に、機会とノウハウを伝達できる仕組みが求められること。

④ 流域活動を促進させる交流の仕組みの展望について

- ・ 木曽川流域をイメージさせるものがあるとよいこと（マスコット等）。
- ・ 下流大都市の名古屋に対して、観光や人の交流につながる上流域市町村による共同のまとまりや県境を越えた連携の深まりが望まれること。



写真 16 第3回流域塾の様子

（４）その他

通常放送の収録がスタジオにおいて6名程度で実現できることに対して、実況放送の場合には、生放送時に編集作業は必要とされないものの（Web アップ時には要編集）、中継先ごとにMC（進行役）、カメラ（複数台）、スイッチャー、FD（フロアディレクター）、音響、通信等の体制が必要となり、それらにかかる人員の配置（1 会場のみで実施した第 3 回流域塾の場合でも約 20 名）や、必要となる器材の運び込み・設置、通信環境の構築等、かなりの準備や手配、調整が必要になる。

しかし、現場には、収録番組にはない、実況放送ならではのなんとも言えない臨場感がある。そして、準備が必要となるが故に、上下流域の関係者の間で意見交換や調整が進められ、そうした過程を通じて一段違った共有体験が形成されていった。こうした人と人のつながり、人と川とのつながりは、生きたネットワークとなり、活動に参加した方々が流域について考える大切な機会となるとともに、自らがそのファンとなり、また、その成功体験を通して、次の活動へと輪の広がりを見せていくことが期待されるものである。

第6章 木曽川流域における連携・交流のあり方の方向の提示

6－1．課題の整理

(1) 流域連携事例の全国調査より

① 行政の関わりや支援のあり方

流域連携事例の全国調査を通じて、流域ごとにその歴史や伝統、自然環境、関係する産業基盤等が異なるが故に、どの地域においても適用されるひとつの決まった正解を導くことはできないものであるが、そのきっかけ、行政の関わり、交流を持続させる仕組みや課題等は参考にできるものがある。

調査結果を見ても、行政のほかに森林・水源環境の保全活動に取り組む主体といえ、そうした活動に関心が高いNPO、市民団体等となるが、その活動のきっかけには中心となる人材や行政との連携がみられ、また活動を継続していく上で、行政の支援が求められている。具体的には資金的な援助や広報、連絡調整への期待が高い。

② この地域の特徴と課題

流域はいくつかの地方自治体から構成されていることが一般的ではあるが、木曽川流域では、長野県、岐阜県、愛知県、三重県というように、その流域が県レベルで4つの圏域に及んでいるところに特徴がある。このようになかなか広範な圏域に及ぶことから、他流域にみられるような流域の全ての市町が一体となる「実行組織」を作って取り組むような活動は展開されにくいものと考えられる。

一方で、個別の行政組織間やNPO、市民団体等と連携した交流活動等は、全国に比しても盛んに展開されている。

しかしながら、この地域では、「木曽川の流域活動といえ『ココ!』」といわれるような流域活動の窓口といえる代表的な活動組織がなく、また、上流域の情報は下流域に行き渡っているとは言い難いこともある。

こうした情報の取りまとめや、情報発信を広範に行い、流域交流を推進させるための「プラットフォーム」となる仕組みが十分でなかったと考えられる。

(2) 木曽川流域上下流交流活性化プロジェクトより

① 流域市民放送局のプラットフォーム機能の充実

流域放送局による上下流流域活性化プロジェクトは、夏頃に事業採択を受けてから短期間で体制を整え、10月から事業実施することができたものである。準備期間が短い中であって、約5カ月という取り組みではあったが、前章でみたように一定の成果は認められた。こうした新しい社会放送が、市民ボランティア等の手により実現できたことの意義は大きく、今後の流域活動に対する市民活力の盛り上がりは期待できるものと考えられる。

しかし、今回のプロジェクトは事業期間の終了に伴い、一区切りとなる。基盤となる仕組みが確立できたものの、プラットフォームとして期待する役割を十分に発揮していくためには、

次のステップとして、視聴者を増やして、より発信性を高めていく工夫が求められる。

② 拠点販売に対する供給サイドの体制

流域の産品を拠点販売する場合には、集客力のある都心に店舗を構えることが必要であるが、資金面での課題が悩ましい。また、上流域の新鮮野菜は大変人気が高いものであるが、常時販売に対応できるようにするためには、上流域での集荷、配送の仕組み等、供給サイドの体制の確立と連携が課題となる。

野菜等は人気であるが、野菜市のような販売方式ではなく、常時販売する場合には、さらに鮮度を保つための設備やより厳しい鮮度管理が求められることとなる。

また、今回の事業は補助金による委託販売方式であったが、このような拠点販売を、販売収益のみを基本として単独の市民団体に負担していくことは、運営上厳しいものとなると考えられる。

(3) その他

「水」は私たちの暮らしと深くかかわり、地域の歴史や文化を形づくってきた。しかし、流域市民放送局のプロジェクトに携わった市民ボランティア等の中にも、「これまで名古屋の水源地域や木曽川流域のことについて知らなかった」という者が何人かみられた。このように、水源環境や水の問題というものは、およそ日頃は無関心となりがちで、何か不自由を感じるまで意識されにくい性質のものかもしれない。やはり、流域環境を考えていく上では、広く地域住民に目を向けていただくための取組みが大切となる。

6－2．木曽川流域における連携・交流のあり方の方向

（１）流域交流のプラットフォームの開設

上流域の多様な活動主体との連携を促進し、情報交流の拠点となる新しい「プラットフォーム」の仕組みを開設する。

具体例の一つとして、流域市民放送局のプラットフォーム機能の強化が考えられる。

インターネット放送はホームページからの視聴となるため、やはり一定の関心層が中心となる。これに対して、生涯学習や環境学習系のホームページ、特に自治体や活動団体等のホームページ等と相互リンクの強化を図ることで、視聴者を増やしてより発信性を高めていくことができる。これにより、プラットフォームとして期待する機能が発揮できるようになると同時に、準関心層の視聴機会を増やすことができ、新しい関心層（ファン）に取り込んでいくことが可能となる。また、コンテンツの更新情報については、メーリングリスト等を活用した告知広報を強化することで、獲得した関心層（ファン）が離れていなくないようにしなければならない。

（２）「ブランド化」と無関心層の取込み

流域メッセでは、木曽川流域の産品を一か所に集めて、それらの購入行動を通じて、上流域に目を向けていただくきっかけづくりとできたものであるが、こうした取組みを発展させたものとして木曽川流域としての「ブランド化」を考える。「ブランド化」は無関心層に目をむけていただくきっかけ作りとなるとともに、関心層に対するブランド商品へのより積極的な購買行動を促進させる働きがある。

流域産品の「ブランド化」は四万十川に例が見られるが、「木曽川流域の産品」として上流域が連携することで、下流域での消費行動を通じた動機付けを図ることは十分可能である。また、それらを通じた関心の高まりから、下流域の住民等が上流域へ足を運び、そうした人の交流が「観光」や「食」といった上・中流域での消費活動に波及していくと考える。

ブランド商品には認証シールを貼る先例が見受けられるが、木曽流域をイメージさせるデザインや交流の拠点とする「プラットフォーム」を案内する等して連携を図りたいものである。

（３）地域産品の商品性、魅力の向上

流域メッセでは、野菜市のほかに、「木曽川流域ならではの」の産品への関心が高かったように、何か少し変わったもの、良いものとなるような地域産品の商品性、魅力の向上が求められる。



写真 17 トウモロコシ形状のポップコーン

例えば、写真 17 の製品はポップコーンであるが、トウモロコシの形状のまま商品化されているところに面白さがある。また、流域メッセ等で「もう少しこうしてほしい」といったお客様の反応や声もヒントになる。

こうした下流域の声をしっかりと上流域に伝えていくことが大切であるのと同時に、上流域が連携して、伝統的な地場産品に対して、こうした声から考えられる使い勝手の良さやデザイン性、何か新しい「楽しさ」を付け加えていくような商品開発を進めていくことが求められる。

（４）上流域ネットワークの形成

木曽川流域の連携を考えた場合、自治体各個による連携だけではなく、上流地域の自治体が「流域」という枠組みでまとめ、上流域自治間でネットワークを形成していくとともに、そちらと下流都市圏である名古屋市が連携をすすめていくことも考えられる（図 25）。

第 3 回流域塾に出席いただいた長野県木曽広域連合（6 カ町村）と下呂市、中津川市は、水のつながりから広く「木曽川流域」として位置づけられる。同時に中津川市は、上流域である木曽地域と下呂市を結ぶ交通上の交点にあたる。

そうしたことから、木曽川流域産品のブランド化、ブランド性の発信とあわせて、上流地域の連携により集荷・配送を行う物流ネットワークの形成を進めていく。上流地域で連携したネットワークが形成されることで、コスト面での効率化を進められる。

さらに、木曽川流域産品のブランド性の発信をきっかけとした関心の高まりは、下流から上流への「観光」や「食」といった「人の交流」に波及していくと考えられる。例えば、一大消費地である名古屋地域と下呂～木曽～中津川を観光ルートで結ぶといったように、上流地域が観光面でも連携していくことで、交流人口の増加促進につながるものと考ええる。

同時に、上流域ネットワークの中でも交流が促進され、お互いが身近な需要・消費者として、上流域内で相互の消費行動の促進につながっていくことも大切である。

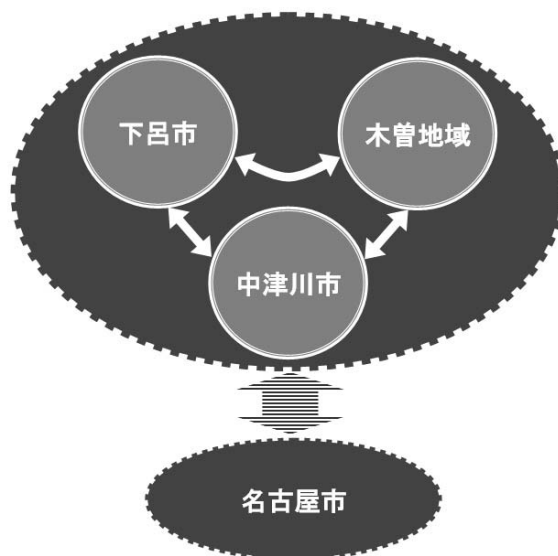


図 25 上流域ネットワークのイメージ（例）

(5) 定期“市”型へ

共同アンテナショップとして拠点展開した流域メッセの例のほかに、イベント時等に併催している物産展の取組みも大切であるが、同時に、これらの中間的な位置づけとして、毎月一定の時期に定期“市”として開催していく方式も考えられる。

これには店舗スペースは必要とされず、仮設のテント等を活用することができることから、拠点を構えて展開する場合に比べ、より実現性は高いと評価できる。また定期に開催することで、地域住民の関心をより高め、浸透させていけるものとなる。

これについては、木祖村が一宮地方総合卸売市場（一宮市）で毎月行われる朝市に野菜の持ち込み販売をしているもののほか、最近では、野菜や果物等の食材を生産者から購入できる都市部に開かれた市場「マルシェ・ジャポン」（農林水産省が農業・水産業の活性化、自立を目的に立案した取組み）の展開事例（写真 18）が参考となる。



写真 18 マルシェ・ジャポン
名古屋ノリタケの森（ホームページより）

(6) 行政の支援と市民活力への期待

これまで見てきたように、安心・安全でおいしい水を持続的・安定的に確保していくためには、水系を軸とした「流域」あるいは「流域圏」を単位として、地域住民に目を向けていただき、その関心を高めていくことを通じて、流域意識を深めていくことが必要となる。

それには、水源環境の保全や交流の取組みが、流域の各自治体や、上下流域自治体間の連携によって、継続的に実施されていくことが不可欠である。

同時に、調査結果にあるように、流域環境の保全に向けた活動そのものは市民団体等によって主体的に展開されていくと考えられる。

行政自らが実施していくだけではなく、こうした市民活力との連携が、流域交流に幅を持たせていくことになる。具体的には、資金的援助や広報、連絡調整等の支援を通じて、何かを始める時の歯車を押したり、必要な空間や機会を提供したりしていく。市民活動が展開されやすい支援を進めていくことで、活動そのものは市民団体等によって主体的に展開されていくものとする。

6－3．まとめ

今回の調査研究を通じて、活きたネットワーク、人と川、人と人のつながりが形成されていく過程を再確認することができた。

市民自らが行動を起こし、行政との連携を図るきっかけとなるには、地域意識の高揚（地域のもりあがり）は必要であるが、それを一つ具体的な活動として展開していくためには、それに関わる人と人のつながりが大切となる。

それは、誰かが損をするということでは実現できない。それぞれが、個々の目的に沿って行動できる枠組みにありながら、時には対立する関係にあっても、全体として大きな目標に向かっていけることが大切になる。

まずはできることから一歩を踏み出し、その過程で、人と人との顔の見える距離で協力し合い、信頼関係が形成されていく。こうした人のつながりがきっかけとなり、お互いに不足しているものを補完し合いながら具体的な活動成果に結びつくことで、それが次の活動につながる動きとなっていくものだと考える。

Ⅲ 資料編

平成 21 年 月 日

各 位

財団法人名古屋都市センター

「流域連携事例（水源地の保全・交流活動等）調査」への協力について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当センターは、名古屋のまちづくりに寄与する拠点として平成 3 年に設立された名古屋市の外郭団体であり、設立以来、まちづくりに関する総合的な調査・研究、情報の収集・提供、人材の育成・交流などの諸事業を企画・実施いたしております。

さて、当センターでは、現在、地元 N P O 法人が展開している上流・下流の交流活性化事業（平成 21 年度地方の元気再生事業）に連携協力するとともに、今年度、「流域連携（水源地の保全・上流下流の交流活動等）」をテーマに全国で取り組まれています様々な先進的な事例について調査研究を実施することといたしました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴団体における取り組みにつきまして、別紙調査票にご記入の上、ご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査内容

別紙 1 「流域連携事例 調査票」、別紙 2 「基金事例調査票」のとおり

- ・ 別紙 2 「基金事例調査票」は、該当がある場合にのみ、お答えください。
- ・ 基金事業のみ実施されている場合は、別紙 2 のみご回答ください。
- ・ 参考となる資料・パンフレット等がございましたら、ぜひご惠与下さいますよう、お願い申し上げます。

2. 回答期限

平成 年 月 日（ ）

3. 問合せ先

財団法人名古屋都市センター 調査課 川口

〒460-0023 愛知県名古屋市中区金山町一丁目 1 - 1 金山南ビル

TEL. 052-678-2216 FAX. 052-678-2211 E-Mail: kawaguchih@nui.or.jp

4. その他

当センター連携事業については、下記 URL をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

＜木曽流域市民放送局・流域メッセ＞ <http://www.kiso-ryuikinet.jp/>

別紙 1

■異なる団体と連携したいいくつかの取り組みがある場合には、お手数ですが、その事業単位ごとあるいは連携相手ごとに、本調査票を作成してお答えください（複数枚数作成可）。

団体名		N P O 登 録	有 ・ 無
担当者氏名		電話番号	
ホームページ アドレス		E-Mail	
所在地			

質問1	関連する河川の名称をお教えてください。			
	質問2	連携相手となる団体や構成員について教えてください。		
		種別	団体数	団体の名称をご記入ください
		①行 政	団体	
②N P O		団体		
	③その他	団体		
質問3	具体的な活動の内容についてお答えください。			
	①活動内容 (複数回答)	a. 森林保全・整備 b. 美化・環境活動 c. 情報発信 d. 観光・人の交流 e. 経済振興 f. 文化交流 g. 教育・啓蒙 h. 調査・研究 i. 物産展開催 j. 資金支援・助成 k. その他 ()		
		※活動の内容や特徴についてご記入ください。 ※ホームページ等でご紹介されている場合は、その旨をお答えください。 ※水源林整備等の目的で設立した基金がある場合は別紙2の「基金事例調査票」にもご記入ください。		
	②上記活動の対象エリア (複数回答)	a. 上流域 b. 中流域 c. 下流域 d. その他 ()		

(裏面あり)

3 の 続 き	④活動のきっかけや契機となった事項(複数回答)	a. 行政の主導 b. キーマンによる呼びかけ c. 大学機関の主導 d. 水害 e. 水質の悪化・汚濁 f. 渇水・水資源不足 g. ^{テレビ} TV放送(特番等) h. 記念行事・イベント i. 地域施設の保存 j. 農漁業の低迷 k. 森林の荒廃・林業の不振 l. 観光客の確保 m. 生態系の変化 n. その他（ ）
	※補足のご説明などがございましたらご記入ください。 ※ホームページ等でご紹介されている場合は、その旨をお答えください。	
	⑤活動に対する行政の関わり方や支援の内容(複数回答)	a. 資金の支援 b. 人的支援 c. 施設・会場の提供 d. 活動フィールドの提供 e. 広報 f. 連絡調整 g. 活動主体が行政 h. その他（ ）
3 の 続 き	⑥課題について(複数回答)	a. 活動資金 b. 人材の確保 c. 施設・会場の確保 d. 活動フィールドの確保 e. 広報・参加者確保 f. 継続性 g. 発展性・マンネリ化 h. その他（ ）
	※補足のご説明などがございましたらご記入ください。	
質問4	今後新たに予定している取り組みなどがございましたらお教えください。	

以上です。ご協力ありがとうございました。

パンフレットなど参考となる資料がございましたら、ご惠与のほどよろしくお願い申し上げます。

別紙 2

■複数の基金がある場合には、基金1件につき本調査票1枚として作成ください。

団体名		NPO登録	有 ・ 無
担当者氏名		電話番号	
ホームページ アドレス		E-Mail	
所在地			

質問 1	基金の枠組みについてお答えください。							
	①基金の名称							
	②設立時期 および積立期間		※合併等により合併後の組織に引き継がれて実施されている場合には、合併前の当初開始時期によりお答えください。					
			①設立時期		昭和・平成 年 月 日			
			②積立期間		昭和・平成 年度から 昭和・平成 年度まで			
	③関連する河川の名称							
	④基金の構成員		種別	団体数	団体の名称をご記入ください			
			①自治体	団体				
			②森林組合	団体				
③その他			団体					
⑤基金の目的								
⑥主な使途 (複数回答)		a. 森林の取得 b. 植樹 c. 間伐など d. 地域交流事業 e. 水源林整備等助成金 f. その他 ()						
⑦事業対象地域								
⑧基金の財源 (複数回答)		※積立期間が終了している場合には、積立期間中の財源についてお答えください。						
		a. 一般会計 b. 水道事業会計 c. 水道料金に上乗せ d. 寄付金 e. 出資金・拠出金 f. 構成員からの負担金 g. 募金 h. 基金運用収益 i. その他 ()						
質問 2	平成20年度の具体的な事業内容等について教えてください。							
	①20年度末残高		(千円)		②20年度事業費		(千円)	
	③20年度事業内容							
質問 3	課題についてお答えください。							

以上です。ご協力ありがとうございました。

流域連携のあり方 ～木曽川流域に焦点をあてて～

発 行 平成22年3月
財団法人 名古屋都市センター
〒460-0023 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
TEL 052-678-2200
FAX 052-678-2211
印 刷 名港印刷 株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています。

